

4 関係法令

- 1 水道法（抄）
- 2 水道法施行令（抄）
- 3 水道法施行規則（抄）
- 4 水質基準に関する省令（抄）
- 5 給水装置の構造及び材質の基準に関する省令
- 6 広島県水道広域連合企業団水道事業の給水及び水道用水事業の供給に関する条例（抜粋）
- 7 広島県水道広域連合企業団竹原市水道事業における水道事業給水規程
- 8 広島県水道広域連合企業団指定給水装置工事事業者規程
- 9 受水槽式給水設備の給水装置への切替えに関する留意事項（厚労省通知）

◎ 水 道 法 (抄)

昭和 32 年 6 月 15 日法律第 177 号
改正 平成 18 年 6 月 2 日法律第 50 号
改正 平成 30 年 12 月 12 日法律第 92 号

水道法

目次

第 1 章	総則 (第 1 条—第 5 条)
第 2 章	水道の基盤の強化 (第 5 条の 2—第 5 条の 4)
第 3 章	水道事業
第 1 節	事業の認可等 (第 6 条—第 1 3 条)
第 2 節	業務 (第 1 4 条—第 2 5 条)
第 3 節	指定給水装置工事事業者 (第 2 5 条の 2—第 2 5 条の 1 1)
第 4 節	指定試験機関 (第 2 5 条の 1 2—第 2 5 条の 2 7)
第 4 章	水道用水供給事業 (第 2 6 条—第 3 1 条)
第 5 章	専用水道 (第 3 2 条—第 3 4 条)
第 6 章	簡易専用水道 (第 3 4 条の 2—第 3 4 条の 4)
第 7 章	監督 (第 3 5 条—第 3 9 条)
第 8 章	雑則 (第 3 9 条の 2—第 5 条の 3)
第 9 章	罰則 (第 5 1 条—第 5 7 条)
	<u>附則</u>

第 1 章 総則

(この法律の目的)

第 1 条 この法律は、水道の布設及び管理を適正かつ合理的ならしめるとともに、水道の基盤を強化することによって、清浄にして豊富低廉な水の供給を図り、もつて公衆衛生の向上と生活環境の改善とに寄与することを目的とする。

(責務)

第 2 条 国及び地方公共団体は、水道が国民の日常生活に直結し、その健康を守るために欠くことのできないものであり、かつ、水が貴重な資源であることにかんがみ、水源及び水道施設並びにこれらの周辺の清潔保持並びに水の適正かつ合理的な使用に関し必要な施策を講じなければならない。

2 国民は、前項の国及び地方公共団体の施策に協力するとともに、自らも、水源及び水道施設並びにこれらの周辺の清潔保持並びに水の適正かつ合理的な使用に努めなけれ

ばならない。

第2条の2 国は、水道の基盤の強化に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及びこれを推進するとともに、都道府県及び市町村並びに水道事業者及び水道用水供給事業者（以下「水道事業者等」という。）に対し、必要な技術的及び財政的な援助を行うよう努めなければならない。

2 都道府県は、その区域の自然的社会的諸条件に応じて、その区域内における市町村の区域を超えた広域的な水道事業者等との連携等（水道事業者等との連携及び2以上の水道事業又は水道用水供給事業の1体的な経営をいう。以下同じ。）の推進その他の水道の基盤の強化に関する施策を策定し、及びこれを実施するよう努めなければならない。

3 市町村は、その区域の自然的社会的諸条件に応じて、その区域内における水道事業者等との連携等の推進その他の水道の基盤の強化に関する施策を策定し、及びこれを実施するよう努めなければならない。

4 水道事業者等は、その経営する事業を適正かつ能率的に運営するとともに、その事業の基盤の強化に努めなければならない。

（用語の定義）

第3条 この法律において「水道」とは、導管及びその他の工作物により、水を人の飲用に適する水として供給する施設の総体をいう。ただし、臨時に施設されたものを除く。

2 この法律において「水道事業」とは、一般の需要に応じて、水道により水を供給する事業をいう。ただし、給水人口が百人以下である水道によるものを除く。

3 この法律において「簡易水道事業」とは、給水人口が5千人以下である水道により、水を供給する水道事業をいう。

4 この法律において「水道用水供給事業」とは、水道により、水道事業者に対してその用水を供給する事業をいう。ただし、水道事業者又は専用水道の設置者が他の水道事業者に分水する場合を除く。

5 この法律において「水道事業者」とは、第6条第1項の規定による認可を受けて水道事業を営む者をいい、「水道用水供給事業者」とは、第26条の規定による認可を受けて水道用水供給事業を営む者をいう。

6 この法律において「専用水道」とは、寄宿舍、社宅、療養所等における自家用の水道その他水道事業の用に供する水道以外の水道であって、次の各号のいずれかに該当するものをいう。ただし、他の水道から供給を受ける水のみを水源とし、かつ、その水道施設のうち地中又は地表に施設されている部分の規模が政令で定める基準以下である水道を除く。

1 百人を超える者にその居住に必要な水を供給するもの

2 その水道施設の1日最大給水量（1日に給水することができる最大の水量をいう。以下同じ。）が政令で定める基準を超えるもの

- 7 この法律において「簡易専用水道」とは、水道事業の用に供する水道及び専用水道以外の水道であつて、水道事業の用に供する水道から供給を受ける水のみを水源とするものをいう。ただし、その用に供する施設の規模が政令で定める基準以下のものを除く。
- 8 この法律において「水道施設」とは、水道のための取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設（専用水道にあつては、給水の施設を含むものとし、建築物に設けられたものを除く。以下同じ。）であつて、当該水道事業者、水道用水供給事業者又は専用水道の設置者の管理に属するものをいう。
- 9 この法律において「給水装置」とは、需要者に水を供給するために水道事業者の施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。
- 10 この法律において「水道の布設工事」とは、水道施設の新設又は政令で定めるその増設若しくは改造の工事をいう。
- 11 この法律において「給水装置工事」とは、給水装置の設置又は変更の工事をいう。
- 12 この法律において「給水区域」、「給水人口」及び「給水量」とは、それぞれ事業計画において定める給水区域、給水人口及び給水量をいう。

(水質基準)

第4条 水道により供給される水は、次の各号に掲げる要件を備えるものでなければならない。

- 1 病原生物に汚染され、又は病原生物に汚染されたことを疑わせるような生物若しくは物質を含むものでないこと。
 - 2 シアン、水銀その他の有毒物質を含まないこと。
 - 3 銅、鉄、弗素、フェノールその他の物質をその許容量をこえて含まないこと。
 - 4 異常な酸性又はアルカリ性を呈しないこと。
 - 5 異常な臭味がないこと。ただし、消毒による臭味を除く。
 - 6 外観は、ほとんど無色透明であること。
- 2 前項各号の基準に関して必要な事項は、厚生労働省令で定める。

(施設基準)

第5条 水道は、原水の質及び量、地理的条件、当該水道の形態等に応じ、取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設の全部又は一部を有すべきものとし、その各施設は、次の各号に掲げる要件を備えるものでなければならない。

- 1 取水施設は、できるだけ良質の原水を必要量取り入れることができるものであること。
- 2 貯水施設は、渇水時においても必要量の原水を供給するのに必要な貯水能力を有するものであること。
- 3 導水施設は、必要量の原水を送るのに必要なポンプ、導水管その他の設備を有すること。
- 4 浄水施設は、原水の質及び量に応じて、前条の規定による水質基準に適合する必要

量の浄水を得るのに必要なちんでん池、濾過池その他の設備を有し、かつ、消毒設備を備えていること。

- 5 送水施設は、必要量の浄水を送るのに必要なポンプ、送水管その他の設備を有すること。
- 6 配水施設は、必要量の浄水を1定以上の圧力で連続して供給するのに必要な配水池、ポンプ、配水管その他の設備を有すること。
- 2 水道施設の位置及び配列を定めるにあたっては、その布設及び維持管理ができるだけ経済的で、かつ、容易になるようにするとともに、給水の確実性をも考慮しなければならない。
- 3 水道施設の構造及び材質は、水圧、土圧、地震力その他の荷重に対して十分な耐力を有し、かつ、水が汚染され、又は漏れるおそれがないものでなければならない。
- 4 前3項に規定するもののほか、水道施設に関して必要な技術的基準は、厚生労働省令で定める。

第2章 水道の基盤の強化

第5条の2 (基本方針) (略)

2～3項 (略)

第5条の3 (水道基盤強化計画) (略)

2～10項 (略)

第5条の4 (広域的連携等推進協議会) (略)

2～4項 (略)

第3章 水道事業

第1節 事業の認可等

第6条 (事業の認可及び経営主体) (略)

第7条 (認可の申請) (略)

第8条 (認可基準) (略)

第9条 (附款) (略)

第10条 (事業の変更) (略)

第11条 (事業の休止及び廃止) (略)

第12条 (技術者による布設工事の監督) (略)

第13条 (給水開始前の届出及び検査) (略)

第2節 業務

(供給規程)

第14条 水道事業者は、料金、給水装置工事の費用の負担区分その他の供給条件について、供給規程を定めなければならない。

2 前項の供給規程は、次に掲げる要件に適合するものでなければならない。

- 1 料金が、能率的な経営の下における適正な原価に照らし、健全な経営を確保するこ

とができる公正妥当なものであること。

- 2 料金が、定率又は定額をもつて明確に定められていること。
- 3 水道事業者及び水道の需要者の責任に関する事項並びに給水装置工事の費用の負担区分及びその額の算出方法が、適正かつ明確に定められていること。
- 4 特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。
- 5 貯水槽水道（水道事業の用に供する水道及び専用水道以外の水道であつて、水道事業の用に供する水道から供給を受ける水のみを水源とするものをいう。以下この号において同じ。）が設置される場合においては、貯水槽水道に関し、水道事業者及び当該貯水槽水道の設置者の責任に関する事項が、適正かつ明確に定められていること。
- 3 前項各号に規定する基準を適用するについて必要な技術的細目は、厚生労働省令で定める。
- 4 水道事業者は、供給規程を、その実施の日までに一般に周知させる措置をとらなければならない。
- 5 水道事業者が地方公共団体である場合にあつては、供給規程に定められた事項のうち料金を変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。
- 6 水道事業者が地方公共団体以外の者である場合にあつては、供給規程に定められた供給条件を変更しようとするときは、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。
- 7 厚生労働大臣は、前項の認可の申請が第2項各号に掲げる要件に適合していると認めるときは、その認可を与えなければならない。

（給水義務）

第15条 水道事業者は、事業計画に定める給水区域内の需要者から給水契約の申込みを受けたときは、正当の理由がなければ、これを拒んではならない。

- 2 水道事業者は、当該水道により給水を受ける者に対し、常時水を供給しなければならない。ただし、第41条第1項の規定による水の供給命令を受けた場合又は災害その他正当な理由があつてやむを得ない場合には、給水区域の全部又は一部につきその間給水を停止することができる。この場合には、やむを得ない事情がある場合を除き、給水を停止しようとする区域及び期間をあらかじめ関係者に周知させる措置をとらなければならない。
- 3 水道事業者は、当該水道により給水を受ける者が料金を支払わないとき、正当な理由なしに給水装置の検査を拒んだとき、その他正当な理由があるときは、前項本文の規定にかかわらず、その理由が継続する間、供給規程の定めるところにより、その者に対する給水を停止することができる。

（給水装置の構造及び材質）

第16条 水道事業者は、当該水道によって水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、政令で定める基準に適合していないときは、供給規程の定めるところにより、そ

の者の給水契約の申込を拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間その者に対する給水を停止することができる。

(給水装置工事)

第16条の2 水道事業者は、当該水道によって水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が前条の規定に基づく政令で定める基準に適合することを確保するため、当該水道事業者の給水区域において給水装置工事を適正に施行することができることを認められる者の指定をすることができる。

2 水道事業者は、前項の指定をしたときは、供給規程の定めるところにより、当該水道によって水の供給を受ける者の給水装置が当該水道事業者又は当該指定を受けた者(以下「指定給水装置工事事業者」という。)の施行した給水装置工事に係るものであることを供給条件とすることができる。

3 前項の場合において、水道事業者は、当該水道によって水の供給を受ける者の給水装置が当該水道事業者又は指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、供給規程の定めるところにより、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質が前条の規定に基づく政令で定める基準に適合していることが確認されたときは、この限りでない。

(給水装置の検査)

第17条 水道事業者は、日出後日没前に限り、その職員をして、当該水道によって水の供給を受ける者の土地又は建物に立ち入り、給水装置を検査させることができる。ただし、人の看守し、若しくは人の住居に使用する建物又は閉鎖された門内に立ち入るときは、その看守者、居住者又はこれらに代るべき者の同意を得なければならない。

2 前項の規定により給水装置の検査に従事する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

(検査の請求)

第18条 水道事業によって水の供給を受ける者は、当該水道事業者に対して、給水装置の検査及び供給を受ける水の水質検査を請求することができる。

2 水道事業者は、前項の規定による請求を受けたときは、すみやかに検査を行い、その結果を請求者に通知しなければならない。

(水道技術管理者)

第19条 水道事業者は、水道の管理について技術上の業務を担当させるため、水道技術管理者1人を置かなければならない。ただし、自ら水道技術管理者となることを妨げない。

2 水道技術管理者は、次に掲げる事項に関する事務に従事し、及びこれらの事務に従事する他の職員を監督しなければならない。

1 水道施設が第5条の規定による施設基準に適合しているかどうかの検査(第22条

の2第2項に規定する点検を含む。)

- 2 第13条第1項の規定による水質検査及び施設検査
 - 3 給水装置の構造及び材質が第16条の政令で定める基準に適合しているかどうかの検査
 - 4 次条第1項の規定による水質検査
 - 5 第21条第1項の規定による健康診断
 - 6 第22条の規定による衛生上の措置
 - 7 第22条の3第1項の台帳の作成
 - 8 第23条第1項の規定による給水の緊急停止
 - 9 第37条前段の規定による給水停止
- 3 水道技術管理者は、政令で定める資格（当該水道事業者が地方公共団体である場合にあっては、当該資格を3酌して当該地方公共団体の条例で定める資格）を有する者でなければならない。

(水質検査)

第20条 水道事業者は、厚生労働省令の定めるところにより、定期及び臨時の水質検査を行わなければならない。

- 2 水道事業者は、前項の規定による水質検査を行ったときは、これに関する記録を作成し、水質検査を行った日から起算して5年間、これを保存しなければならない。
- 3 水道事業者は、第1項の規定による水質検査を行うため、必要な検査施設を設けなければならない。ただし、当該水質検査を、厚生労働省令の定めるところにより、地方公共団体の機関又は厚生労働大臣の登録を受けた者に委託して行うときは、この限りでない。

第21条の2から16まで (略)

(健康診断)

第21条 水道事業者は、水道の取水場、浄水場又は配水池において業務に従事している者及びこれらの施設の設置場所の構内に居住している者について、厚生労働省令の定めるところにより、定期及び臨時の健康診断を行わなければならない。

- 2 水道事業者は、前項の規定による健康診断を行ったときは、これに関する記録を作成し、健康診断を行った日から起算して1年間、これを保存しなければならない。

(衛生上の措置)

第22条 水道事業者は、厚生労働省令の定めるところにより、水道施設の管理及び運営に関し、消毒その他衛生上必要な措置を講じなければならない。

第22条の2 (水道施設の維持及び修繕) (略)

第22条の3 (水道施設台帳) (略)

第22条の4 (水道施設の計画的な更新等) (略)

(給水の緊急停止)

第23条 水道事業者は、その供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講じなければならない。

2 水道事業者の供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知った者は、直ちにその旨を当該水道事業者に通報しなければならない。

(消火栓)

第24条 水道事業者は、当該水道に公共の消防のための消火栓を設置しなければならない。

2 市町村は、その区域内に消火栓を設置した水道事業者に対し、その消火栓の設置及び管理に要する費用その他その水道が消防用に使用されることに伴い増加した水道施設の設置及び管理に要する費用につき、当該水道事業者との協議により、相当額の補償をしなければならない。

3 水道事業者は、公共の消防用として使用された水の料金を徴収することができない。

(情報提供)

第24条の2 水道事業者は、水道の需要者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、第21条第1項の規定による水質検査の結果その他水道事業に関する情報を提供しなければならない。

(業務の委託)

第24条の3 水道事業者は、政令で定めるところにより、水道の管理に関する技術上の業務の全部又は一部を他の水道事業者若しくは水道用水供給事業者又は当該業務を適正かつ確実に実施することができる者として政令で定める要件に該当するものに委託することができる。

2～8項 (略)

第24条の4 (水道施設運営権の設定の許可) (略)

第24条の5 (許可の申請) (略)

第24条の6 (許可基準) (略)

第24条の7 (水道施設運営等事業技術管理者) (略)

第24条の8 (水道施設運営等事業に関する特例) (略)

第24条の9 (水道施設運営等事業の開始の通知) (略)

第24条の1 (水道施設運営権者に係る変更の届出) (略)

第24条の11 (水道施設運営権の移転の協議) (略)

第24条の12 (水道施設運営権の取消し等の要求) (略)

第24条の13 (水道施設運営権の取消し等の通知) (略)

第25条 (簡易水道事業に関する特例) (略)

第3節 指定給水装置工事事業者

(指定の申請)

第25条の2 第16条の2第1項の指定は、給水装置工事業を行う者の申請により行う。

2 第16条の2第1項の指定を受けようとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を水道事業者に提出しなければならない。

- 1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 2 当該水道事業者の給水区域について給水装置工事業を行う事業所（以下この節において単に「事業所」という。）の名称及び所在地並びに第25条の4第1項の規定によりそれぞれの事業所において選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名
- 3 給水装置工事業を行うための機械器具の名称、性能及び数
- 4 その他厚生労働省令で定める事項

(指定の基準)

第25条の3 水道事業者は、第16条の2第1項の指定の申請をした者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の指定をしなければならない。

- 1 事業所ごとに、第25条の4第1項の規定により給水装置工事主任技術者として選任されることとなる者を置く者であること。
- 2 厚生労働省令で定める機械器具を有する者であること。
- 3 次のいずれにも該当しない者であること。

イ 心身の故障により給水装置工事業を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの

ロ 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ないもの

ハ この法律に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

ニ 第25条の11第1項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者

ホ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

ヘ 法人であって、その役員のうちイからニまでのいずれかに該当する者があるもの

2 水道事業者は、第16条の2第1項の指定をしたときは、遅滞なく、その旨を一般に周知させる措置をとらなければならない。

(指定の更新)

第25条の3の2 第16条の2第1項の指定は、5年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

2 前項の更新の申請があつた場合において、同項の期間（以下この項及び次項において

「指定の有効期間」という。)の満了の日までにその申請に対する決定がされないときは、従前の指定は、指定の有効期間の満了後もその決定がされるまでの間は、なおその効力を有する。

- 3 前項の場合において、指定の更新がされたときは、その指定の有効期間は、従前の指定の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。
- 4 前2条の規定は、第1項の指定の更新について準用する。

(給水装置工事主任技術者)

第25条の4 指定給水装置工事事業者は、事業所ごとに、第3項各号に掲げる職務をさせるため、厚生労働省令で定めるところにより、給水装置工事主任技術者免状の交付を受けている者のうちから、給水装置工事主任技術者を選任しなければならない。

- 2 指定給水装置工事事業者は、給水装置工事主任技術者を選任したときは、遅滞なく、その旨を水道事業者に届け出なければならない。これを解任したときも、同様とする。
- 3 給水装置工事主任技術者は、次に掲げる職務を誠実に行わなければならない。
 - 1 給水装置工事に関する技術上の管理
 - 2 給水装置工事に従事する者の技術上の指導監督
 - 3 給水装置工事に係る給水装置の構造及び材質が第16条の規定に基づく政令で定める基準に適合していることの確認
 - 4 その他厚生労働省令で定める職務
- 4 給水装置工事に従事する者は、給水装置工事主任技術者がその職務として行う指導に従わなければならない。

(給水装置工事主任技術者免状)

第25条の5 給水装置工事主任技術者免状は、給水装置工事主任技術者試験に合格した者に対し、厚生労働大臣が交付する。

- 2 厚生労働大臣は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、給水装置工事主任技術者免状の交付を行わないことができる。
 - 1 次項の規定により給水装置工事主任技術者免状の返納を命ぜられ、その日から1年を経過しない者
 - 2 この法律に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
 - 3 厚生労働大臣は、給水装置工事主任技術者免状の交付を受けている者がこの法律に違反したときは、その給水装置工事主任技術者免状の返納を命ずることができる。
 - 4 前3項に規定するもののほか、給水装置工事主任技術者免状の交付、書換え交付、再交付及び返納に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

(給水装置工事主任技術者試験)

第25条の6 給水装置工事主任技術者試験は、給水装置工事主任技術者として必要な知識及び技能について、厚生労働大臣が行う。

- 2 給水装置工事主任技術者試験は、給水装置工事に関して3年以上の実務の経験を有する者でなければ、受けることができない。
- 3 給水装置工事主任技術者試験の試験科目、受験手続その他給水装置工事主任技術者試験の実施細目は、厚生労働省令で定める。

(変更の届出等)

第25条の7 指定給水装置工事事業者は、事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があつたとき、又は給水装置工事の事業を廃止し、休止し、若しくは再開したときは、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を水道事業者に届け出なければならない。

(事業の基準)

第25条の8 指定給水装置工事事業者は、厚生労働省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準に従い、適正な給水装置工事の事業の運営に努めなければならない。

(給水装置工事主任技術者の立会い)

第25条の9 水道事業者は、第17条第1項の規定による給水装置の検査を行うときは、当該給水装置に係る給水装置工事を施行した指定給水装置工事事業者に対し、当該給水装置工事を施行した事業所に係る給水装置工事主任技術者を検査に立ち合わせることを求めることができる。

(報告又は資料の提出)

第25条の1 水道事業者は、指定給水装置工事事業者に対し、当該指定給水装置工事事業者が給水区域において施行した給水装置工事に関し必要な報告又は資料の提出を求めることができる。

(指定の取消し)

第25条の11 水道事業者は、指定給水装置工事事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第16条の2第1項の指定を取り消すことができる。

- 1 第25条の3第1項各号のいずれかに適合しなくなったとき。
- 2 第25条の4第1項又は第2項の規定に違反したとき。
- 3 第25条の7の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- 4 第25条の8に規定する給水装置工事の事業の運営に関する基準に従った適正な給水装置工事の事業の運営をすることができないと認められるとき。
- 5 第25条の9の規定による水道事業者の求めに対し、正当な理由なくこれに応じないとき。
- 6 前条の規定による水道事業者の求めに対し、正当な理由なくこれに応じず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。
- 7 その施行する給水装置工事が水道施設の機能に障害を与え、又は与えるおそれが大であるとき。
- 8 不正の手段により第16条の2第1項の指定を受けたとき。

2 第25条の3第2項の規定は、前項の場合に準用する。

第4節 指定試験機関

第25条の12から27まで(略)

第4章 水道用水供給事業

第26条 (事業の認可)(略)

第27条 (認可の申請)(略)

第28条 (認可基準)(略)

第29条 (附款)(略)

第30条 (事業の変更)(略)

第31条 (準用)(略)

第5章 専用水道

(確認)

第32条 専用水道の布設工事をしようとする者は、その工事に着手する前に、当該工事の設計が第5条の規定による施設基準に適合するものであることについて、都道府県知事の確認を受けなければならない。

(確認の申請)

第33条 前条の確認の申請をするには、申請書に、工事設計書その他厚生労働省令で定める書類(図面を含む。)を添えて、これを都道府県知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

1 申請者の住所及び氏名(法人又は組合にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)

2 水道事務所の所在地

3 専用水道の設置者は、前項に規定する申請書の記載事項に変更を生じたときは、速やかに、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

4 第1項の工事設計書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

1 1日最大給水量及び1日平均給水量

2 水源の種別及び取水地点

3 水源の水量の概算及び水質試験の結果

4 水道施設の概要

5 水道施設の位置(標高及び水位を含む。)、規模及び構造

6 浄水方法

7 工事の着手及び完了の予定年月日

8 その他厚生労働省令で定める事項

5 都道府県知事は、第1項の申請を受理した場合において、当該工事の設計が第5条の規定による施設基準に適合することを確認したときは、申請者にその旨を通知し、適合しないと認めるとき、又は申請書の添附書類によっては適合するかしないかを判断する

ことができないときは、その適合しない点を指摘し、又はその判断することができない理由を附して、申請者にその旨を通知しなければならない。

- 6 前項の通知は、第1項の申請を受理した日から起算して31日以内に、書面をもってしなければならない。

(準用)

第34条 第13条、第19条（第2項第3号及び第7号を除く。）、第21条から第22条の2まで、第23条及び第24条の3（第7項を除く。）の規定は、専用水道の設置者について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第13条第1項	厚生労働大臣	都道府県知事
第19条第2項	事項	事項（第3号及び第7号に掲げる事項を除く。）
第24条の3第2項	厚生労働大臣	都道府県知事
第24条の3第4項	第19条第2項各号	第19条第2項各号（第3号及び第7号を除く。）
第24条の3第6項	第17条、第21条から第22条の3	第21条から第22条の2
	第25条の9、第36条第2項並びに第39条（第2項	第36条第2項並びに第39条（第1項
第24条の3第8項	同項各号	同項各号（第3号及び第7号を除く。）

- 2 1日最大給水量が千立方メートル以下である専用水道については、当該水道が消毒設備以外の浄水施設を必要とせず、かつ、自然流下のみによって給水することができるものであるときは、前項の規定にかかわらず、第19条第3項の規定を準用しない。

第6章 簡易専用水道

第34条の2 簡易専用水道の設置者は、厚生労働省令で定める基準に従い、その水道を管理しなければならない。

- 2 簡易専用水道の設置者は、当該簡易専用水道の管理について、厚生労働省令の定めるところにより、定期に、地方公共団体の機関又は厚生労働大臣の登録を受けた者の検査を受けなければならない。

第34条の3 (検査の義務) (略)

第34条の4 (準用) (略)

第7章 監督

(認可の取消し)

第35条 厚生労働大臣は、水道事業者又は水道用水供給事業者が、正当な理由がなく、事業認可の申請書に添付した工事設計書に記載した工事着手の予定年月日の経過後1年以内に工事に着手せず、若しくは工事完了の予定年月日の経過後1年以内に工事を完了せず、又は事業計画書に記載した給水開始の予定年月日の経過後1年以内に給水を開始しないときは、事業の認可を取り消すことができる。この場合において、工事完了の予定年月日の経過後1年を経過した時に一部の工事を完了していたときは、その工事を完了していない部分について事業の認可を取り消すこともできる。

2 地方公共団体以外の水道事業者について前項に規定する理由があるときは、当該水道事業の給水区域をその区域に含む市町村は、厚生労働大臣に同項の処分をなすべきことを求めることができる。

3 厚生労働大臣は、地方公共団体である水道事業者又は水道用水供給事業者に対して第1項の処分をするには、当該水道事業者又は水道用水供給事業者に対して弁明の機会を与えなければならない。この場合においては、あらかじめ、書面をもって弁明をなすべき日時、場所及び当該処分をなすべき理由を通知しなければならない。

(改善の指示等)

第36条 厚生労働大臣は水道事業又は水道用水供給事業について、都道府県知事は専用水道について、当該水道施設が第5条の規定による施設基準に適合しなくなったと認め、かつ、国民の健康を守るため緊急に必要があると認めるときは、当該水道事業者若しくは水道用水供給事業者又は専用水道の設置者に対して、期間を定めて、当該施設を改善すべき旨を指示することができる。

2 厚生労働大臣は水道事業又は水道用水供給事業について、都道府県知事は専用水道について、水道技術管理者がその職務を怠り、警告を発したにもかかわらずなお継続して職務を怠つたときは、当該水道事業者若しくは水道用水供給事業者又は専用水道の設置者に対して、水道技術管理者を変更すべきことを勧告することができる。

3 都道府県知事は、簡易専用水道の管理が第34条の2第1項の厚生労働省令で定める基準に適合していないと認めるときは、当該簡易専用水道の設置者に対して、期間を定めて、当該簡易専用水道の管理に関し、清掃その他の必要な措置を採るべき旨を指示することができる。

(給水停止命令)

第37条 厚生労働大臣は水道事業者又は水道用水供給事業者が、都道府県知事は専用水道又は簡易専用水道の設置者が、前条第1項又は第3項の規定に基づく指示に従わない場合において、給水を継続させることが当該水道の利用者の利益を阻害すると認めると

きは、その指示に係る事項を履行するまでの間、当該水道による給水を停止すべきことを命ずることができる。同条第2項の規定に基づく勧告に従わない場合において、給水を継続させることが当該水道の利用者の利益を阻害すると認めるときも、同様とする。

(供給条件の変更)

第38条 厚生労働大臣は、地方公共団体以外の水道事業者の料金、給水装置工事の費用の負担区分その他の供給条件が、社会的経済的事情の変動等により著しく不相当となり、公共の利益の増進に支障があると認めるときは、当該水道事業者に対し、相当の期間を定めて、供給条件の変更の認可を申請すべきことを命ずることができる。

2 厚生労働大臣は、水道事業者が前項の期間内に同項の申請をしないときは、供給条件を変更することができる。

(報告の徴収及び立入検査)

第39条 厚生労働大臣は、水道（水道事業等の用に供するものに限る。以下この項において同じ。）の布設若しくは管理又は水道事業若しくは水道用水供給事業の適正を確保するために必要があると認めるときは、水道事業者若しくは水道用水供給事業者から工事の施行状況若しくは事業の実施状況について必要な報告を徴し、又は当該職員をして水道の工事現場、事務所若しくは水道施設のある場所に立ち入らせ、工事の施行状況、水道施設、水質、水圧、水量若しくは必要な帳簿書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項及び第41条第8項において同じ。）を検査させることができる。

2 都道府県知事は、水道（水道事業等の用に供するものを除く。以下この項において同じ。）の布設又は管理の適正を確保するために必要があると認めるときは、専用水道の設置者から工事の施行状況若しくは専用水道の管理について必要な報告を徴し、又は当該職員をして水道の工事現場、事務所若しくは水道施設のある場所に立ち入らせ、工事の施行状況、水道施設、水質、水圧、水量若しくは必要な帳簿書類を検査させることができる。

3 都道府県知事は、簡易専用水道の管理の適正を確保するために必要があると認めるときは、簡易専用水道の設置者から簡易専用水道の管理について必要な報告を徴し、又は当該職員をして簡易専用水道の用に供する施設の在る場所若しくは設置者の事務所に立ち入らせ、その施設、水質若しくは必要な帳簿書類を検査させることができる。

4 前3項の規定により立入検査を行う場合には、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

5 第1項、第2項又は第3項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第8章 雑則

第319条の2 （災害その他非常の場合における連携及び協力の確保）（略）

第40条 （水道用水の緊急応援）（略）

- 第41条 (合理化の勧告) (略)
- 第42条 (地方公共団体による買収) (略)
- 第43条 (水源の汚濁防止のための要請等) (略)
- 第44条 (国庫補助) (略)
- 第45条 (国の特別な助成) (略)
- 第45条の2 (研究等の推進) (略)
(手数料)

第45条の3 給水装置工事主任技術者免状の交付、書換え交付又は再交付を受けようとする者は、国に、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納付しなければならない。

2 給水装置工事主任技術者試験を受けようとする者は、国(指定試験機関が試験事務を行う場合にあつては、指定試験機関)に、実費を勘案して政令で定める額の受験手数料を納付しなければならない。

3 前項の規定により指定試験機関に納められた受験手数料は、指定試験機関の収入とする。

第46条 (都道府県が処理する事務) (略)

第47条 削除

第48条 (管轄都道府県知事) (略)

第48条の2 (市又は特別区に関する読替え等) (略)
(審査請求)

第48条の3 指定試験機関が行う試験事務に係る処分又はその不作為については、厚生労働大臣に対し、審査請求をすることができる。この場合において、厚生労働大臣は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第25条第2項及び第3項、第46条第1項及び第2項、第47条並びに第49条第3項の規定の適用については、指定試験機関の上級行政庁とみなす。

(特別区に関する読替)

第49条 特別区の存する区域においては、この法律中「市町村」とあるのは、「都」と読み替えるものとする。

第51条 (国の設置する専用水道に関する特例) (略)

第51条の2 (国の設置する簡易専用水道に関する特例) (略)

第51条の3 (経過措置) (略)

第9章 罰則

第51条 水道施設を損壊し、その他水道施設の機能に障害を与えて水の供給を妨害した者は、5年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

2 みだりに水道施設を操作して水の供給を妨害した者は、2年以下の懲役又は51万円以下の罰金に処する。

3 前2項の規定にあたる行為が、刑法の罪に触れるときは、その行為者は、同法の罪と

比較して、重きに従って処断する。

第52条 次の各号のいずれかに該当する者は、3年以下の懲役又は3百万円以下の罰金に処する。

- 1 第6条第1項の規定による認可を受けないで水道事業を経営した者
- 2 第23条第1項（第31条及び第34条第1項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者
- 3 第26条の規定による認可を受けないで水道用水供給事業を経営した者

第53条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

- 1 第1条第1項前段の規定に違反した者
- 2 第11条第1項（第31条において準用する場合を含む。）の規定に違反した者
- 3 第15条第1項の規定に違反した者
- 4 第15条第2項（第24条の8第1項（第31条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）（第31条において準用する場合を含む。）の規定に違反して水を供給しなかつた者
- 5 第19条第1項（第31条及び第34条第1項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者
- 6 第24条の3第1項（第31条及び第34条第1項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、業務を委託した者
- 7 第24条の3第3項（第31条及び第34条第1項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者
- 8 第24条の7第1項（第31条において準用する場合を含む。）の規定に違反した者
- 9 第31条第1項の規定に違反した者
- 10 第37条の規定による給水停止命令に違反した者
- 11 第41条第1項（第24条の8第1項（第31条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第3項の規定による命令に違反した者

第53条の2 第21条の13（第34条の4において準用する場合を含む。）の規定による業務の停止の命令に違反した者は、1年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第53条の3 第25条の17第1項の規定に違反した者は、1年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第53条の4 第25条の24第2項の規定による試験事務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした指定試験機関の役員又は職員は、1年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第54条 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金に処する。

- 1 第9条第1項（第1条第2項において準用する場合を含む。）の規定により認可に附せられた条件に違反した者
- 2 第13条第1項（第31条及び第34条第1項において準用する場合を含む。）の規定に違反して水質検査又は施設検査を行わなかった者
- 3 第21条第1項（第31条及び第34条第1項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者
- 4 第21条第1項（第31条及び第34条第1項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者
- 5 第22条（第31条及び第34条第1項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者
- 6 第29条第1項（第31条第2項において準用する場合を含む。）の規定により認可に附せられた条件に違反した者
- 7 第32条の規定による確認を受けないで専用水道の布設工事に着手した者
- 8 第34条の2第2項の規定に違反した者

第55条 次の各号のいずれかに該当する者は、31万円以下の罰金に処する。

- 1 地方公共団体以外の水道事業者であつて、第7条第4項第7号の規定により事業計画書に記載した供給条件（第14条第6項の規定による認可があつたときは、認可後の供給条件、第38条第2項の規定による変更があつたときは、変更後の供給条件）によらないで、料金又は給水装置工事の費用を受け取つたもの
- 2 第1条第3項、第11条第3項（第31条において準用する場合を含む。）、第24条の3第2項（第31条及び第34条第1項において準用する場合を含む。）又は第31条第3項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 3 第39条第1項、第2項、第3項又は第41条第8項（第24条の8第1項（第31条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は当該職員の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第55条の2 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

- 1 第21条の9（第34条の4において準用する場合を含む。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 2 第21条の14（第34条の4において準用する場合を含む。）の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつた者
- 3 第21条の15第1項（第34条の4において準用する場合を含む。）の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は当該職員の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第55条の3 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした指定試験機関

の役員又は職員は、30万円以下の罰金に処する。

- 1 第25条の20の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。
- 2 第25条の22第1項の規定による報告を求められて、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。
- 3 第25条の23第1項の規定による許可を受けないで、試験事務の全部を廃止したとき。

第56条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して第52条から第53条の2まで又は第54条から第55条の2までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第57条 正当な理由がないのに第25条の5第3項の規定による命令に違反して給水装置工事主任技術者免状を返納しなかつた者は、1万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して6箇月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

(水道条例の廃止)

第2条 水道条例（明治23年法律第9号。以下「旧法」という。）は、廃止する。

(旧法に基く認可又は許可を受けた水道事業に関する経過措置)

第3条 この法律の施行前に旧法第2条の規定によってなされた水道の布設の許可及び旧法第3条の規定によってなされた水道の布設の認可は、この法律（以下「新法」という。）第6条第1項の規定によってなされた水道事業経営の認可（旧法による当該処分が旧法第3条に規定する事項の変更に係るものであるときは、新法第1条第1項の規定によってなされた事業変更の認可）とみなす。

- 2 地方公共団体以外の者について、旧法第3条第2項の規定によって附された許可年限又は旧法第4条第2項の規定によって許可書に附された事項は、新法第9条第1項（新法第1条第2項において準用する場合を含む。）の規定によって認可に附された期限又は条件とみなす。

(許可又は認可の申請に関する経過措置)

第4条 この法律の施行前に旧法の規定によってなされた許可又は認可の申請は、新法の相当規定によってなされたものとみなす。

(旧法に基く認可又は許可によらない水道事業に関する経過措置)

第5条 この法律の施行の際現に水道事業を経営している者（旧法第2条の規定による許可又は旧法第3条の規定による認可を受けて経営している者を除く。）は、現に給水を

行っている区域を給水区域とし、かつ、現に実施している供給条件に関する定を供給規程とする新法第6条第1項の規定による水道事業経営の認可を受けたものとみなす。

- 2 この法律の施行の際現に水道用水供給事業を営んでいる者は、新法第26条の規定による水道用水供給事業経営の認可を受けたものとみなす。
- 3 厚生大臣は、前2項に規定する者のうち地方公共団体以外の者については、新法第9条第2項の例により、前2項の規定による認可に必要な期限又は条件を附することができる。
- 4 前項の規定により認可に附された条件は、新法第514条第1号又は第6号の規定の適用については、新法第9条第1項又は第29条第1項の規定により附された条件とみなす。

(施設又は区域内の専用水道)

第1条 新法の規定は、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第2条第1項の施設又は区域内における専用水道については、適用しない。

(国の無利子貸付け等)

- 第11条** 国は、当分の間、地方公共団体に対し、第44条の規定により国がその費用について補助することができる水道事業又は水道用水供給事業の用に供する施設の新設又は増設で日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法(昭和62年法律第86号。以下「社会資本整備特別措置法」という。)第2条第1項第2号に該当するものに要する費用に充てる資金について、予算の範囲内において、第44条の規定(この規定による国の補助の割合について、この規定と異なる定めをした法令の規定がある場合には、当該異なる定めをした法令の規定を含む。以下同じ。)により国が補助することができる金額に相当する金額を無利子で貸し付けることができる。
- 2 国は、当分の間、地方公共団体に対し、前項の規定による場合のほか、水道の整備で社会資本整備特別措置法第2条第1項第2号に該当するものに要する費用に充てる資金の一部を、予算の範囲内において、無利子で貸し付けることができる。
 - 3 前2項の国の貸付金の償還期間は、5年(2年以内の据置期間を含む。)以内で政令で定める期間とする。
 - 4 前項に定めるもののほか、第1項及び第2項の規定による貸付金の償還方法、償還期限の繰上げその他償還に関し必要な事項は、政令で定める。
 - 5 国は、第1項の規定により、地方公共団体に対し貸付けを行った場合には、当該貸付けの対象である事業について、第44条の規定による当該貸付金に相当する金額の補助を行うものとし、当該補助については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。
 - 6 国は、第2項の規定により、地方公共団体に対し貸付けを行った場合には、当該貸付

けの対象である事業について、当該貸付金に相当する金額の補助を行うものとし、当該補助については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

- 7 地方公共団体が、第1項又は第2項の規定による貸付けを受けた無利子貸付金について、第3項及び第4項の規定に基づき定められる償還期限を繰り上げて償還を行った場合（政令で定める場合を除く。）における前2項の規定の適用については、当該償還は、当該償還期限の到来時に行われたものとみなす。

附 則 （昭和32年6月法律第177号）から

附 則 （平成14年2月8日法律第1号）まで（略）

附 則 （平成30年12月12日法律第92号）

（施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第5条の規定は、公布の日から施行する。

（水道施設台帳に関する経過措置）

第2条 この法律による改正後の水道法（以下「新法」という。）第19条第2項（第7号に係る部分に限り、新法第31条において準用する場合を含む。）及び第22条の3（新法第31条において準用する場合を含む。）の規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日までは、適用しない。

（指定給水装置工事事業者の指定の更新に関する経過措置）

第3条 この法律の施行の際現に水道法第16条の2第1項の指定を受けている同条第2項に規定する指定給水装置工事事業者の施行日後の最初の新法第25条の3の2第1項の更新については、同項中「5年ごと」とあるのは、「水道法の一部を改正する法律（平成31年法律第92号）の施行の日（以下この項において「改正法施行日」という。）の前日から起算して5年（当該指定を受けた日が改正法施行日の前日の5年前の日以前である場合にあっては、5年を超えない範囲内において政令で定める期間）を経過する日まで」とする。

（罰則に関する経過措置）

第4条 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第5条 前3条に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

第6条 （検討）（略）

政府は、この法律の施行後5年を目途として、この法律による改正後の規定の実施状況を勘案し、必要があると認めるときは、当該規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

別表第1（第21条の4関係）

- 1 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学（短期大学を除く。）、旧大学令（大正7年勅令第388号）に基づく大学又は旧専門学校令（明治36年勅令第61号）に基づく専門学校において、理学、医学、歯学、薬学、保健学、衛生学、工学、農学若しくは獣医学の課程又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、1年以上水質検査の実務に従事した経験を有する者であること。
- 2 学校教育法に基づく短期大学（同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。）又は高等専門学校において、生物学若しくは工業化学の課程又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後（同法に基づく専門職大学の前期課程にあつては、修了した後）、2年以上水質検査の実務に従事した経験を有する者であること。
- 3 臨床検査技師等に関する法律（昭和33年法律第76号）第3条の規定による臨床検査技師の免許を有する者であつて、1年以上水質検査の実務に従事した経験を有するものであること。
- 4 前3号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。

別表第2（第34条の4関係）

- 1 第19条（第31条及び第34条第1項において準用する場合を含む。）の規定による水道技術管理者たる資格を有する者であること。
- 2 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第21号）第7条の規定による建築物環境衛生管理技術者の免状を有する者であること。
- 3 第34条の2第2項に規定する簡易専用水道の管理の検査の補助に1年以上従事した経験を有する者であること。
- 4 前3号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。

附 則（平成15年7月2日法律第102号） 抄

（施行期日）

第1条 この法律は、平成16年3月31日までの間において政令で定める日から施行する。ただし、第6条の規定は平成16年4月1日から、附則第2条第1項、第3条第1項、第4条第1項、第5条第1項及び第6条第1項の規定は公布の日から施行する。

（水道法の一部改正に伴う経過措置）

- 第3条** この法律による改正後の水道法（以下「新水道法」という。）第21条第3項又は第34条の2第2項の登録を受けようとする者は、この法律の施行前においても、その申請を行うことができる。新水道法第21条の8の規定による水質検査業務規程の届出及び新水道法第34条の4において準用する新水道法第21条の8の規定による簡易専用水道検査業務規程の届出についても、同様とする。
- 2 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の水道法第21条第3項及び第34条の2第2項の指定を受けている者は、それぞれ、この法律の施行の日新水道法第21条第3項及び第34条の2第2項の登録を受けた者とみなす。

(罰則の適用に関する経過措置)

第7条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第8条 附則第2条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要となる経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(検討)

第9条 政府は、この法律の施行後5年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (平成16年6月9日法律第84号) から
(平成29年5月31日法律第41号) まで (略)

◎水道法施行令(抄)

昭和 32 年 12 月 12 日政令第 336 号

改正 平成 29 年 9 月 1 日政令第 232 号

改正 平成 31 年 10 月 1 日政令第 154 号

(専用水道の基準)

第 1 条 水道法(以下「法」という。)第 3 条第 6 項ただし書に規定する政令で定める基準は、次のとおりとする。

- 1 口径 25 mm以上の導管の全長 1,500m
- ニ 水槽の有効容量の合計 100m³
- 2 法第 3 条第 6 項第 2 号に規定する政令で定める基準は、人の飲用その他の厚生労働省令で定める目的のために使用する水量が 20m³であることとする。

(簡易専用水道の適用除外の基準)

第 2 条 法第 3 条第 7 項ただし書に規定する政令で定める基準は、水道事業の用に供する水道から水の供給を受けるために設けられる水槽の有効容量の合計が 10 立方メートルであることとする。

第 3 条 (水道施設の増設及び改造の工事) (略)

第 4 条 (法第 11 条第 2 項に規定する給水装置の基準) (略)

第 5 条 (布設工事監督者の資格) (略)

(給水装置の構造及び材質の基準)

第 6 条 法第 16 条の規定による給水装置の構造及び材質は、次のとおりとする。

- 1 配水管への取付口の位置は、他の給水装置の取付口から 30 cm以上離れていること。
 - 2 配水管への取付口における給水管の口径は、当該給水装置による水の使用量に比し、著しく過大でないこと。
 - 3 配水管の水圧に影響を及ぼすおそれのあるポンプに直接連結されていないこと。
 - 4 水圧、土圧その他の荷重に対して十分な耐力を有し、かつ、水が汚染され又は、漏れるおそれがないものであること。
 - 5 凍結、破壊、侵食等を防止するための適切な措置が講ぜられていること。
 - 6 当該給水装置以外の水管その他の設備に直接連結されていないこと。
 - 7 水槽、プール、流しその他水を入れ、又は受ける器具、施設等に給水する給水装置にあっては、水の逆流を防止するための適切な措置が講ぜられていること。
- 2 前項各号に規定する基準を適用するについて必要な技術的細目は、厚生労働省令で定める。

第 7 条 (水道技術管理者の資格) (略)

第 8 条 (登録水質検査機関等の登録の有効期間) (略)

第 9 条 (業務の委託) (略)

第 10 条 (略)

第 1 1 条（受託水道業務技術管理者の資格）（略）

第 1 2 条（国庫補助）（略）

（手数料）

第 1 3 条 法第 45 条の 3 第 1 項の政令で定める手数料の額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

1 給水装置工事主任技術者免状（以下この項において[免状]という。）の交付を受けようとする者

2,500 円

（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成 14 年法律第 151 号）第 3 条第 1 項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する者（以下「電子情報処理組織を使用する者」という。）にあつては、2,450 円）

2 免状の書換え交付を受けようとする者 2 5 0 円

（電子情報処理組織を使用する者にあつては、2,050 円）

3 免状の再交付を受けようとする者 2 5 0 円

（電子情報処理組織を使用する者にあつては、2,050 円）

2 法第 45 条の 3 第 2 項の政令で定める受験手数料の額は、16,800 円とする。

第 1 4 条（都道府県の処理する事務）（略）

第 1 5 条（指定都道府県の処理する事務）（略）

第 1 6 条（管轄都道府県知事）（略）

附則（昭和 32 年 12 月政令第 336 号）から

附則（平成 15 年 12 月 19 日政令第 533 号）まで（略）

附則（平成 29 年 9 月 1 日政令第 232 号）抄

（施行期日）

第 1 条 この政令は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

◎水道法施行規則(抄)

昭和 32 年 12 月 14 日厚生省令第 45 号

改正 平成 20 年 12 月 22 日厚生労働省令第 175 号

目次

第 1 章 水道事業

第 1 節 事業の認可等 (第 1 条—第 1 7 条の 4)

第 2 節 指定給水装置工事事業者 (第 1 8 条—第 3 6 条)

第 3 節 指定試験機関 (第 3 7 条—第 4 8 条)

第 2 章 水道用水供給事業 (第 4 9 条—第 5 2 条)

第 3 章 専用水道 (第 5 3 条・第 5 4 条)

第 4 章 簡易専用水道 (第 5 5 条—第 5 6 条の 8)

第 5 章 雑則 (第 5 7 条)

附則

第 1 章 水道事業

第 1 節 事業の認可等

(令第 1 条第 2 項の厚生労働省令で定める目的)

第 1 条 水道法施行令 (昭和 32 年政令第 336 号。以下「令」という。) 第 1 条第 2 項に規定する厚生労働省令で定める目的は、人の飲用、炊事用、浴用その他人の生活の用に供することとする。

第 1 条の 2 (認可申請書の添附書類等) (略)

第 2 条 (事業計画書の記載事項) (略)

第 3 条 (工事設計書に記載すべき水質試験の結果) (略)

第 4 条 (工事設計書の記載事項) (略)

第 5 条から第 7 条まで (法第 8 条第 1 項各号を適用するについて必要な技術的細目) (略)

第 7 条の 2 (事業の変更の認可を要しない軽微な変更) (略)

第 8 条 (変更認可申請書の添附書類等) (略)

第 8 条の 2 (事業の変更の届出) (略)

第 9 条 (布設工事監督者の資格) (略)

第 1 0 条 (給水開始前の水質検査) (略)

第 1 1 条 (給水開始前の施設検査) (略)

(法第 1 4 条第 2 項各号を適用するについて必要な技術的細目)

第 1 2 条から同条の 3 まで(略)

第 1 2 条の 4 法第 14 条第 3 項に規定する技術的細目のうち、同条第 2 項第 5 号に関するものは、次に掲げるものとする。

1 水道事業者の責任に関する事項として、必要に応じて、次に掲げる事項が定められていること。

イ 貯水槽水道の設置者に対する指導、助言及び勧告

ロ 貯水槽水道の利用者に対する情報提供

2 貯水槽水道の設置者の責任に関する事項として、必要に応じて、次に掲げる事項が定められていること。

イ 貯水槽水道の管理責任及び管理の基準

ロ 貯水槽水道の管理の状況に関する検査

第12条の5 (料金の変更の届出) (略)

(給水装置の軽微な変更)

第13条 法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更は、単独水栓の取替及び補修並びにこま、パッキン等給水装置の末端に設置される給水用具の部品の取替え(配管を伴わないものに限る。)とする。

第14条 (水道技術管理者の資格) (略)

第14条の2から16まで(略)

第15条 (定期及び臨時の水質検査) (略)

第15条の2から10まで(略)

第16条 (健康診断) (略)

第17条 (衛生上必要な措置) (略)

(情報提供)

第17条の2 法第24条の2の規定による情報の提供は、第1号から第5号までに掲げるものにあつては毎年1回以上定期的に(第1号の水質検査計画にあつては、毎事業年度の開始前に)、第6号及び第7号に掲げるものにあつては必要が生じたときに速やかに、水道の需要者の閲覧に供する等水道の需要者が当該情報を容易に入手することができるような方法で行うものとする。

1 水質検査計画及び法第20条第1項の規定により行う定期の水質検査の結果その他水道水の安全に関する事項

2 水道事業の実施体制に関する事項(法第24条の3第1項の規定による委託の内容を含む。)

3 水道施設の整備その他水道事業に要する費用に関する事項

4 水道料金その他需要者の負担に関する事項

5 給水装置及び貯水槽水道の管理等に関する事項

6 法第20条第1項の規定により行う臨時の水質検査の結果

7 災害、水質事故等の非常時における水道の危機管理に関する事項

第17条の3 (委託契約書の記載事項) (略)

第17条の4 (業務の委託の届出) (略)

第2節 指定給水装置工事事業者

(指定の申請)

第18条 法第25条の2第2項の申請書は、様式第1によるものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

1 法第25条の3第1項第3号イからへまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する書類

2 法人にあっては定款及び登記事項証明書、個人にあってはその住民票の写し又は外国人登録証明書の写し

3 前項第1号の書類は、様式第2によるものとする。

第19条 法第25条の2第2項第4号の厚生労働省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

1 法人にあっては、役員の氏名

2 指定を受けようとする水道事業者の給水区域について給水装置工事業を行う事業所（第21条第3項において単に「事業所」という。）において給水装置工事主任技術者として選任されることとなる者が法第25条の5第1項の規定により交付を受けている給水装置工事主任技術者免状（以下「免状」という。）の交付番号

3 事業の範囲

（厚生労働省令で定める機械器具）

第20条 法第25条の3第1項第2号の厚生労働省令で定める機械器具は、次の各号に掲げるものとする。

1 金切りのこその他の管の切断用の機械器具

2 やすり、パイプねじ切り器その他の管の加工用の機械器具

3 トーチランプ、パイプレンチその他の接合用の機械器具

4 水圧テストポンプ

（給水装置工事主任技術者の選任）

第21条 指定給水装置工事業業者は、法第16条の2の指定を受けた日から2週間以内に給水装置工事主任技術者を選任しなければならない。

2 指定給水装置工事業業者は、その選任した給水装置工事主任技術者が欠けるに至ったときは、当該事由が発生した日から2週間以内に新たに給水装置工事主任技術者を選任しなければならない。

3 指定給水装置工事業業者は、前2項の選任を行うに当たっては、1の事業所の給水装置工事主任技術者が、同時に他の事業所の給水装置工事主任技術者とならないようにしなければならない。ただし、1の給水装置工事主任技術者が当該2以上の事業所の給水装置工事主任技術者となってもその職務を行うに当たって特に支障がないときは、この限りでない。

第22条 法第25条の4第2項の規定による給水装置工事主任技術者の選任又は解任の届出は、様式第3によるものとする。

（給水装置工事主任技術者の職務）

第23条 法第25条の4第3項第4号の厚生労働省令で定める給水装置工事主任技術者の職務は、水道事業者の給水区域において施行する給水装置工事に関し、当該水道事業者と次の各号に掲げる連絡又は調整を行うこととする。

1 配水管から分岐して給水管を設ける工事を施行しようとする場合における配水管の位置の確認に関する連絡調整

2 第36条第1項第2号に掲げる工事に係る工法、工期その他の工事上の条件に関する連絡調整

3 給水装置工事（第13条に規定する給水装置の軽微な変更を除く。）を完了した旨の連絡

（免状の交付申請）

第24条 法第25条の5第1項の規定により給水装置工事主任技術者免状（以下「免状」という。）の交付を受けようとする者は、様式第4による免状交付申請書に次に掲げる書類を添えて、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。

1 戸籍抄本又は住民票の抄本（日本の国籍を有しない者にあつては、これに代わる書面）

2 第33条の規定により交付する合格証書の写し

（免状の様式）

第25条 法第25条の5第1項の規定により交付する免状の様式は、様式第5による。

（免状の書換え交付申請）

第26条 免状の交付を受けている者は、免状の記載事項に変更を生じたときは、免状に戸籍抄本又は住民票の抄本（日本の国籍を有しない者にあつては、これに代わる書面）を添えて、厚生労働大臣に免状の書換え交付を申請することができる。

2 前項の免状の書換え交付の申請書の様式は、様式第6による。

（免状の再交付申請）

第27条 免状の交付を受けている者は、免状を破り、汚し、又は失ったときは、厚生労働大臣に免状の再交付を申請することができる。

2 前項の免状の再交付の申請書の様式は、様式第7による。

3 免状を破り、又は汚した者が第1項の申請をする場合には、申請書にその免状を添えなければならない。

4 免状の交付を受けている者は、免状の再交付を受けた後、失った免状を発見したときは、5日以内に、これを厚生労働大臣に返納するものとする。

（免状の返納）

第28条 免状の交付を受けている者が死亡し、又は失そうの宣告を受けたときは、戸籍法（昭和22年法律第224号）に規定する死亡又は失そうの届出義務者は、1月以内に、厚生労働大臣に免状を返納するものとする。

（試験の公示）

第29条 厚生労働大臣は、法第25条の6第1項の規定による給水装置工事主任技術者試験（以下「試験」という。）を行う期日及び場所並びに受験願書の提出期限及び提出先を、あらかじめ、官報に公示するものとする。

（試験科目）

第30条 試験の科目は、次のとおりとする。

- 1 公衆衛生概論
- 2 水道行政
- 3 給水装置の概要
- 4 給水装置の構造及び性能
- 5 給水装置工事法
- 6 給水装置施工管理法

- 7 給水装置計画論
- 8 給水装置工事事務論

(試験科目の一部免除)

第31条 建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条の3の表に掲げる検定種目のうち、管工事施工管理の種目に係る1級又は2級の技術検定に合格した者は、試験科目のうち給水装置の概要及び給水装置施工管理法の免除を受けることができる。

(受験の申請)

第32条 試験を受けようとする者は、様式第8による受験願書に次に掲げる書類を添えて、これを厚生労働大臣（法第25条の12第1項に規定する指定試験機関が受験手続に関する事務を行う場合にあっては、指定試験機関）に提出しなければならない。

- 1 法第25条の6第2項に該当する者であることを証する書類
- 2 写真（出願前6月以内に脱帽して正面から上半身を写した写真で、縦6センチメートル横4センチメートルのもので、その裏面には撮影年月日及び氏名を記載すること。）
- 3 前条の規定により試験科目の一部の免除を受けようとする場合には、様式第9による給水装置工事主任技術者試験一部免除申請書及び前条に該当する者であることを証する書類

(合格証書の交付)

第33条 厚生労働大臣（指定試験機関が合格証書の交付に関する事務を行う場合にあっては、指定試験機関）は、試験に合格した者に合格証書を交付しなければならない。

(変更の届出等)

第34条 法第25条の7の厚生労働省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

- 1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - 2 法人にあっては、役員の名
 - 3 給水装置工事主任技術者の氏名又は給水装置工事主任技術者が交付を受けた免状の交付番号
- 2 第25条の7の規定により変更の届出をしようとする者は、当該変更のあった日から30日以内に様式第10による届出書に次に掲げる書類を添えて、水道事業者に提出しなければならない。
- 1 前項第1号に掲げる事項の変更の場合には、法人にあっては定款及び登記事項証明書、個人にあっては住民票の写し又は外国人登録証明書の写し
 - 2 前項第2号に掲げる事項の変更の場合には、様式第2による法第25条の3第1項第3号イからホまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する書類及び登記事項証明書

(廃止等の届出)

第35条 法第25条の7の規定により事業の廃止、休止又は再開の届出をしようとする者は、事業を廃止し、又は休止したときは、当該廃止又は休止の日から30日

以内に、事業を再開したときは、当該再開の日から 10 日以内に、様式第 11 による届出書を水道事業者に提出しなければならない。

(事業の運営の基準)

第 36 条 法第 25 条の 8 に規定する厚生労働省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は、次の各号に掲げるものとする。

- 1 給水装置工事（第 13 条に規定する給水装置の軽微な変更を除く。）ごとに、法第 25 条の 4 第 1 項の規定により選任した給水装置工事主任技術者のうちから、当該工事に関して法第 25 条の 4 第 3 項各号に掲げる職務を行う者を指名すること。
- 2 配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施行する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないよう適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実地に監督させること。
- 3 水道事業者の給水区域において前号に掲げる工事を施行するときは、あらかじめ当該水道事業者の承認を受けた工法、工期その他の工事上の条件に適合するように当該工事を施行すること。
- 4 給水装置工事主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者の給水装置工事の施行技術の向上のために、研修の機会を確保するよう努めること。
- 5 次に掲げる行為を行わないこと。
 - イ 令第 5 条に規定する基準に適合しない給水装置を設置すること
 - ロ 給水管及び給水用具の切断、加工、接合等に適さない機械器具を使用すること
- 6 施行した給水装置工事（第 13 条に規定する給水装置の軽微な変更を除く。）ごとに、第 1 号の規定により指名した給水装置工事主任技術者に次の各号に掲げる事項に関する記録を作成させ、当該記録をその作成の日から 3 年間保存すること。
 - イ 施主の氏名又は名称
 - ロ 施行の場所
 - ハ 施行完了年月日
 - ニ 給水装置工事主任技術者の氏名
 - ホ 竣工図
 - へ 給水装置工事に使用した給水管及び給水用具に関する事項
 - ト 法第 25 条の 4 第 3 項第 3 号の確認の方法及びその結果

第 3 節 指定試験機関

- 第 37 条** (指定試験機関の指定の申請) (略)
- 第 38 条** (指定試験機関の名称等の変更の届出) (略)
- 第 39 条** (役員を選任又は解任の認可の申請) (略)
- 第 40 条** (試験委員の要件) (略)
- 第 41 条** (試験委員を選任又は変更の届出) (略)
- 第 42 条** (試験事務規程の認可の申請) (略)

- 第43条 (試験事務規程の記載事項) (略)
- 第44条 (事業計画及び収支予算の認可の申請) (略)
- 第45条 (帳簿) (略)
- 第46条 (試験結果の報告) (略)
- 第47条 (試験事務の休止又は廃止の許可の申請) (略)
- 第48条 (試験事務の引継ぎ等) (略)

第2章 水道用水供給事業

- 第49条 (認可申請書の添附書類等) (略)
- 第50条 (事業計画書の記載事項) (略)
- 第51条 (変更認可申請書の添附書類等) (略)
- 第51条の2から5まで (略)
- 第52条 (準用) (略)

第3章 専用水道

- 第53条 (確認申請書の添附書類等) (略)
- 第54条 (準用) (略)

第4章 簡易専用水道

(管理基準)

第55条 法第34条の2第1項に規定する厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げるものとする。

- 1 水槽の掃除を1年以内ごとに1回、定期に、行うこと。
- 2 水槽の点検等有害物、汚水等によって水が汚染されるのを防止するために必要な措置を講ずること。
- 3 給水栓における水の色濁り、臭い、味その他の状態により給水する水に異常を認めたときは、水質基準に関する省令の表の上欄に掲げる事項のうち必要なものについて検査を行うこと。
- 4 供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講ずること。

(検査)

第56条 法第34条の2第2項の規定による検査は、1年以内ごとに1回とする。

- 2 検査の方法その他必要な事項については、厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

第56条の2から8まで(略)

第5章 雑則

第57条 (証明書の様式) (略)

附則 (昭和32年12月14日厚生省令第45号) から

附則 (平成24年9月6日厚生省令第124号) まで(略)

附則 (平成26年2月28日厚生省令第15号)

(施行期日)

第1条 この省令は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この省令の施行前にした水道法第21条第3項の規定による水質検査の委託については、なお従前の例による。

2 (略)

◎水質基準に関する省令(抄)

水道法第4条第2項の規定に基づく水質基準に関する省令

平成15年 5月30日厚生労働省令第101号
 一部改正 平成22年 2月17日厚生労働省令第18号
 平成27年4月1日施行

水道により供給される水は、次の表の左欄に掲げる事項につき厚生労働大臣が定める方法によって行う検査において、同表の右欄に掲げる基準に適合するものでなければならぬ。

1	一般細菌	1mLの検水で形成される集落数が100以下であること。
2	大腸細菌	検出されないこと。
3	カドミウム及びその化合物	カドミウムの量に関して、0.003mg/L以下であること。
4	水銀及びその化合物	水銀の量に関して、0.0005mg/L以下であること。
5	セレン及びその化合物	セレンの量に関して、0.01mg/L以下であること。
6	鉛及びその化合物	鉛の量に関して、0.01mg/L以下であること。
7	ヒ素及びその化合物	ヒ素の量に関して、0.01mg/L以下であること。
8	6価クロム化合物	6価クロムの量に関して、0.05mg/L以下であること。
9	亜硝酸態窒素	
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	シアンの量に関して、0.01mg/L以下であること。
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下であること。
12	フッ素及びその化合物	フッ素の量に関して、0.8mg/L以下であること。
13	ホウ素及びその化合物	ホウ素の量に関して、1.0mg/L以下であること。
14	4塩化炭素	0.002mg/L以下であること。
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下であること。
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下であること。
17	ジクロロメタン	0.02mg/L以下であること。
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下であること。
19	トリクロロエチレン	0.03mg/L以下であること。
20	ベンゼン	0.01mg/L以下であること。
21	塩素酸	0.6mg/L以下であること。
22	クロロ酢酸	0.0ml/L以下であること。
23	クロロホルム	0.06mg/L以下であること。
24	ジクロロ酢酸	0.04mg/L以下であること。
25	ジブロモクロロメタン	0.1mg/L以下であること。
26	臭素酸	0.01mg/L以下であること。
27	総トリハロメタン(クロロホルム、 ジブロモクロロメタン、プロモジク ロロメタン及びプロモホルムのそ れぞれの濃度の総和)	0.1mg/L以下であること。
28	トリクロロ酢酸	0.2mg/L以下であること。
29	プロモジクロロメタン	0.03mg/L以下であること。
30	プロモホルム	0.09mg/L以下であること。

31	ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下であること。
32	亜鉛及びその化合物	亜鉛の量に関して、1.0mg/L以下であること。
33	アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して、0.2mg/L以下であること。
34	鉄及びその化合物	鉄の量に関して、0.3mg/L以下であること。
35	銅及びその化合物	銅の量に関して、1.0mg/L以下であること。
36	ナトリウム及びその化合物	ナトリウムの量に関して、200mg/L以下であること。
37	マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して、0.05mg/L以下であること。
38	塩化物イオン	200mg/L以下であること。
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/L以下であること。
40	蒸発残留物	500mg/L以下であること。
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下であること。
42	(4S, 4aS, 8aR)-オクタヒドロ-4, 8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール (別名ジェオスミン)	0.00001mg/L以下であること。
43	1, 2, 7, 7-テトラメチルビシクロ[2, 2, 1]ヘプタン-2-オール (別名2-メチルイソボルネオール)	0.00001mg/L以下であること。
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下であること。
45	フェノール類	フェノールの量に換算して、0.005mg/L以下であること。
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量) 注2)	3mg/L以下であること。注2)
47	pH	値 5.8以上8.6以下であること。
48	味	異常でないこと。
49	臭	気 異常でないこと。
50	色	度 5度以下であること。
51	濁	度 2度以下であること。

◎給水装置の構造及び材質の基準に関する省令

平成 9年3月19日 厚生省令第14号

一部改正 平成22年2月28日 厚生労働省令第15号

平成26年4月1日施行

(耐圧に関する基準)

第1条 給水装置（最終の止水機構の流出側に設置されている給水用具を除く。以下この条において同じ。）は、次に掲げる耐圧のための性能を有するものでなければならない。

- 1 給水装置（貯湯湯沸器及び貯湯湯沸器の下流側に設置されている給水用具を除く。）は、厚生労働大臣が定める耐圧に関する試験（以下「耐圧性能試験」という。）により1.75MPaの静水圧を1分間加えたとき、水漏れ、変形、破損その他の異常を生じないこと。
- 2 貯湯湯沸器及び貯湯湯沸器の下流側に設置されている給水用具（次号に規定する部分を除く。）は、耐圧性能試験により0.3MPaの静水圧を1分間加えたとき、水漏れ、変形、破損その他の異常を生じないこと。
- 3 前号の給水用具のうち1缶2水路型貯湯湯沸器（1つの熱交換器を浴槽内の水等の加熱及び給湯に兼用する構造の貯湯湯沸器をいう。）は、その浴槽内の水等の加熱用の水路（熱交換器内のものに限る。）の部分については、接合箇所（溶接によるものを除く。）を有せず、耐圧性能試験により1.75MPaの静水圧を1分間加えたとき、水漏れ、変形、破損その他の異常を生じないこと。
- 4 Oリング等を水圧で圧縮することにより水密性を確保する構造の給水用具は、前3号に掲げる性能を有するとともに、耐圧性能試験により20kPaの静水圧を1分間加えたとき、水漏れ、変形、破損その他の異常を生じないこと。
- 2 給水装置の接合箇所は、水圧に対する十分な耐力を確保するためにその構造及び材質に応じた適切な接合が行われているものでなければならない。
- 3 家屋の主配管は、配管の経路について構造物の下の通過を避けること等により漏水時の修繕を容易に行うことができるようにしなければならない。

(浸出等に関する基準)

第2条 飲用に供する水を供給する給水装置は、厚生労働大臣が定める浸出に関する試験（以下「浸出性能試験」という。）により供試品（浸出性能試験に供される器具、その部品、又はその材料（金属以外のものに限る。）をいう。）について浸出させたとき、その浸出液は、別表第1の上欄に掲げる事項につき、水栓その他給水装置の末端に設置されている給水用具にあっては同表の中欄に掲げる基準に適合し、それ以外の給水装置にあっては同表の下欄に掲げる基準に適合しなければならない。

- 2 給水装置は、末端部が行き止まりとなっていること等により水が停滞する構造で

あつてはならない。ただし、当該末端部に排水機構が設置されているものにあつては、この限りでない。

- 3 給水装置は、シアン、6価クロムその他水を汚染するおそれのある物を貯留し、又は取り扱う施設に近接して設置されてはならない。
- 4 鉱油類、有機溶剤その他の油類が浸透するおそれのある場所に設置されている給水装置は、当該油類が浸透するおそれのない材質のもの又はさや管等により適切な防護のための措置が講じられているものでなければならない。

(水撃限界に関する基準)

第3条 水栓その他水撃作用(止水機構を急に閉止した際に管路内に生じる圧力の急激な変動作用をいう。)を生じるおそれのある給水用具は、厚生労働大臣が定める水撃限界に関する試験により当該給水用具内の流速を2m毎秒又は当該給水用具内の動水圧0.15MPaとする条件において給水用具の止水機構の急閉止(閉止する動作が自動的に行われる給水用具にあつては、自動閉止)をしたとき、その水撃作用により上昇する圧力が1.5MPa以下である性能を有するものでなければならない。ただし、当該給水用具の上流側に近接してエアチャンバーその他の水撃防止器具を設置すること等により適切な水撃防止のための措置が講じられているものにあつては、この限りでない。

(防食に関する基準)

- 第4条** 酸又はアルカリによって侵食されるおそれのある場所に設置されている給水装置は、酸又はアルカリに対する耐食性を有する材質のもの又は防食材で被覆すること等により適切な侵食の防止のための措置が講じられているものでなければならない。
- 2 漏えい電流により侵食されるおそれのある場所に設置されている給水装置は、非金属製の材質のもの又は絶縁材で被覆すること等により適切な電気防食のための措置が講じられているものでなければならない。

(逆流防止に関する基準)

第5条 水が逆流するおそれのある場所に設置されている給水装置は、次の各号のいずれかに該当し なければならない。

- 1 次に掲げる逆流を防止するための性能を有する給水用具が、水の逆流を防止することができる適切な位置(2に掲げるものにあつては、水受け容器の越流面の上方150mm以上の位置)に設置されていること。

イ 減圧式逆流防止器は、厚生労働大臣が定める逆流防止に関する試験(以下「逆流防止性能試験」という。)により3kPa及び1.5MPaの静水圧を1分間加えたとき、水漏れ、変形、破損その他の異常を生じないとともに、厚生労働大臣が定める負圧破壊に関する試験(以下「負圧破壊性能試験」という。)により流入側から-54kPaの圧力を加えたとき、減圧式逆流防止器に接続した透明管内の水位の上昇が3mmを超えないこと。

- ロ 逆止弁（減圧式逆流防止器を除く。）及び逆流防止装置を内部に備えた給水用具（ハにおいて「逆流防止給水用具」という。）は、逆流防止性能試験により3kPa及び1.5MPaの静水圧を1分間加えたとき、水漏れ、変形、破損その他の異常を生じないこと。
- ハ 逆流防止給水用具のうち次の表の第1欄に掲げるものに対するロの規定の適用については、同欄に掲げる逆流防止給水用具の区分に応じ、同表の第2欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第3欄に掲げる字句とする。

逆流防止給水用具の区分	読み替えられる字句	読み替える字句
(1) 減圧弁	当該減圧弁の設定圧力	
(2) 当該逆流防止装置の流出側に止水機構が設けられておらず、かつ大気に開口されている逆流防止給水用具（(3)及び(4)に規定するものを除く。）	3kPa及び1.5MPa	3kPa
(3) 浴槽に直結し、かつ、自動給湯する給湯機及び給湯付きふろがま（(4)に規定するものを除く。）	1.5MPa	50kPa
(4) 浴槽に直結し、かつ、自動給湯する給湯機及び給湯付きふろがまであって逆流防止装置の流出側に循環ポンプを有するもの	1.5MPa	当該循環ポンプの最大吐出圧力又は50kPaのいずれかの高い圧力

- ニ バキュームブレーカは、負圧破壊性能試験により流入側から-54kPaの圧力を加えたとき、バキュームブレーカに接続した透明管内の水位の上昇が75mmを超えないこと。
- ホ 負圧破壊装置を内部に備えた給水用具は、負圧破壊性能試験により流入側から-54kPaの圧力を加えたとき、当該給水用具に接続した透明管内の水位の上昇が負圧破壊装置の空気吸入シート面から水受け部の水面までの垂直距離の2分の1を超えないこと。
- ヘ 水受け部と吐水口が1体の構造であり、かつ、水受け部の越流面と吐水口の間が分離されていることにより水の逆流を防止する構造の給水用具は、負圧破壊性能試験により流入側から-54kPaの圧力を加えたとき、吐水口から水を引き込まないこと。
- 2 吐水口を有する給水装置が、次に掲げる基準に適合すること。

イ 呼び径が 25mm 以下のものにあつては、別表第 2 の上欄に掲げる呼び径の区分に応じ、同表中欄に掲げる近接壁から吐水口の中心までの水平距離及び同表下欄に掲げる越流面から吐水口の中心までの垂直距離が確保されていること。

ロ 呼び径が 25 mm を超えるものにあつては、別表第 3 の上欄に掲げる区分に応じ、同表下欄に掲げる越流面から吐水口の最下端までの垂直距離が確保されていること。

- 2 事業活動に伴い、水を汚染するおそれのある場所に給水する給水装置は、前項第 2 号に規定する垂直距離及び水平距離を確保し、当該場所の水管その他の設備と当該給水装置を分離すること等により、適切な逆流の防止のための措置が講じられているものでなければならない。

(耐寒に関する基準)

第 6 条 屋外で気温が著しく低下しやすい場所その他凍結のおそれのある場所に設置されている給水装置のうち減圧弁、逃し弁、逆止弁、空気弁及び電磁弁（給水用具の内部に備え付けられているものを除く。以下「弁類」という。）にあつては、厚生労働大臣が定める耐久に関する試験（以下「耐久性能試験」という。）により 10 万回の開閉操作を繰り返し、かつ、厚生労働大臣が定める耐寒に関する試験（以下「耐寒性能試験」という。）により零下 20 度±2 度の温度で 1 時間保持した後通水したとき、それ以外の給水装置にあつては、耐寒性能試験により零下 20 度±2 度の温度で 1 時間保持した後通水したとき、当該給水装置に係る第 1 条第 1 項に規定する性能、第 3 条に規定する性能及び前条第 1 項第 1 号に規定する性能を有するものでなければならない。ただし、断熱材で被覆すること等により適切な凍結の防止のための措置が講じられているものにあつては、この限りでない。

(耐久に関する基準)

第 7 条 弁類（前条本文に規定するものを除く。）は、耐久性能試験により 10 万回の開閉操作を繰り返した後、当該給水装置に係る第 1 条第 1 項に規定する性能、第 3 条に規定する性能及び第 5 条第 1 項第 1 号に規定する性能を有するものでなければならない。

附則（令和 2 年 3 月 25 日厚生労働省令第 38 号） 抄

（施行期日）

第 1 条 この省令は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

第 2 条 令和 3 年 3 月 31 日までの間、第 2 条の規定による改正後の給水装置の構造及び材質の基準に関する省令（次条において「新給水装置省令」という。）別表第一六価クロム化合物の項の適用については、同項中欄中「0.002 mg/l」とあるのは、「0.005 mg/l」とする。

第 3 条 この省令の施行の際現に設置され、若しくは設置の工事が行われている給水装置又は現に建築の工事が行われている建築物に設置されるものであつて、新給水装置省令第二条第一項に規定する基準に適合しないものについては、当該給水装置の大規模の改造のときまでは、この規定を適用しない。

別表第1

事項	水栓その他給水装置の末端に設置されている給水用具の浸出液に係る基準	給水装置の末端以外に設置されている給水用具の浸出液、又は給水管の浸出液に係る基準
カドミウム及びその化合物	カドミウムの量に関して、 0.0003mg/L以下であること。	カドミウムの量に関して、 0.003mg/L以下であること。
水銀及びその化合物	水銀の量に関して、 0.00005mg/L以下であること。	水銀の量に関して、 0.0005mg/L以下であること。
セレン及びその化合物	セレンの量に関して、 0.001mg/L以下であること。	セレンの量に関して、 0.01mg/L以下であること。
鉛及びその化合物	鉛の量に関して、 0.001mg/L以下であること。	鉛の量に関して、 0.01mg/L以下であること。
ヒ素及びその化合物	ヒ素の量に関して、 0.001mg/L以下であること。	ヒ素の量に関して、 0.01mg/L以下であること。
6価クロム化合物	6価クロムの量に関して、 0.002mg/L以下であること。	6価クロムの量に関して、 0.02mg/L以下であること。
シアン化物イオン及び塩化シアン	シアンの量に関して、 0.001mg/L以下であること。	シアンの量に関して、 0.01mg/L以下であること。
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	1.0mg/L以下であること。	10mg/L以下であること。
フッ素及びその化合物	フッ素の量に関して、 0.08mg/L以下であること。	フッ素の量に関して、 0.8mg/L以下であること。
ホウ素及びその化合物	ホウ素の量に関して、 0.1mg/L以下であること。	ホウ素の量に関して、 1.0mg/L以下であること。
4塩化炭素	0.0002mg/L以下であること。	0.002mg/L以下であること。
1、4-ジオキサン	0.005mg/L以下であること。	0.05mg/L以下であること。
1、2-ジクロロエタン	0.0004mg/L以下であること。	0.004mg/L以下であること。
シス-1、2-ジクロロエチレン及び トランス-1、2-ジクロロエチレン	0.004mg/L以下であること。	0.04mg/L以下であること。
ジクロロメタン	0.002mg/L以下であること。	0.02mg/L以下であること。
テトラクロロエチレン	0.001mg/L以下であること。	0.01mg/L以下であること。
トリクロロエチレン	0.003mg/L以下であること。	0.03mg/L以下であること。
ベンゼン	0.001mg/L以下であること。	0.01mg/L以下であること。
ホルムアルデヒド	0.008mg/L以下であること。	0.08mg/L以下であること。
亜鉛及びその化合物	亜鉛の量に関して、 0.1mg/L以下であること。	亜鉛の量に関して、 1.0mg/L以下であること。
アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して、 0.02mg/L以下であること。	アルミニウムの量に関して、 0.2mg/L以下であること。
鉄及びその化合物	鉄の量に関して、 0.03mg/L以下であること。	鉄の量に関して、 0.3mg/L以下であること。

鉛及びその化合物	銅の量に関して、 0.1mg/L以下であること。	銅の量に関して、 1.0mg/L以下であること。
ナトリウム及びその化合物	ナトリウムの量に関して、 20mg/L以下であること。	ナトリウムの量に関して、 200mg/L以下であること。
マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して、 0.005mg/L以下であること。	マンガンの量に関して、 0.05mg/L以下であること。
塩化物イオン	20mg/L以下であること。	200mg/L以下であること。
蒸発残留物	50mg/L以下であること。	500mg/L以下であること。
陰イオン界面活性剤	0.02mg/L以下であること。	0.2mg/L以下であること。
非イオン界面活性剤	0.005mg/L以下であること。	0.02mg/L以下であること。
フェノール類	フェノールの量に換算して、 0.0005mg/L以下であること。	フェノールの量に換算して、 0.005mg/L以下であること。
有機物(全有機炭素(TOC)の量)	0.5mg/L以下であること。	3mg/L以下であること。
味	異常でないこと。	異常でないこと。
臭気	異常でないこと。	異常でないこと。
色度	0.5度以下であること。	5度以下であること。
濁度	0.2度以下であること。	2度以下であること。
エピクロロヒドリン	0.01mg/L以下であること。	0.01mg/L以下であること。
アミン類	トリエチレンテトラミンとして 0.01mg/L以下であること。	トリエチレンテトラミンとして 0.01mg/L以下であること。
2、4-トルエンジアミン	0.002mg/L以下であること。	0.002mg/L以下であること。
2、6-トルエンジアミン	0.001mg/L以下であること。	0.001mg/L以下であること。
酢酸ビニル	0.01mg/L以下であること。	0.01mg/L以下であること。
スチレン	0.002mg/L以下であること。	0.002mg/L以下であること。
1、2-ブタジエン	0.001mg/L以下であること。	0.001mg/L以下であること。
1、3-ブタジエン	0.001mg/L以下であること。	0.001mg/L以下であること。
備考主要部品の材料として銅合金を使用している水栓その他給水装置の末端に設置されている給水用具の浸出液に係る基準にあっては、この表鉛及びその化合物の項中「0.001mg/L」とあるのは「0.007mg/L」と、亜鉛及びその化合物の項中「0.1mg/L」とあるのは「0.97mg/L」と、銅及びその化合物の項中「0.1mg/L」とあるのは「0.98mg/L」とする。		

別表第2

呼び径の区分	近接壁から吐水口の中心までの水平距離	越流面から吐水口の中心までの垂直距離
13mm以下のもの	25mm以上	25mm以上
13mmを超え20mm以下のもの	40mm以上	40mm以上

20mmを超え25mm以下のもの	50mm以上	50mm以上
------------------	--------	--------

備考

- 1 浴槽に給水する給水装置（水受け部と吐水口が1体の構造であり、かつ、水受け部の越流面と吐水口の間が分離されていることにより水の逆流を防止する構造の給水用具（この表及び次表において「吐水口1体型給水用具」という。）を除く。）にあつては、この表下欄中「25mm」とあり、又は「40mm」とあるのは、「50mm」とする。
- 2 プール等の水面が特に波立ちやすい水槽並びに事業活動に伴い洗剤又は薬品を入れる水槽及び容器に給水する給水装置（吐水口1体型給水用具を除く。）にあつては、この表下欄中「25mm」とあり、「40mm」とあり、又は「50mm」とあるのは、「200mm」とする。

別表第3

区分			越流面から吐水口の最下端までの垂直距離
近接壁の影響がない場合			(1.7×d+5)mm以上
近接壁の影響がある場合	近接壁が1面の場合	壁からの離れが(3×D)mm以下のもの 壁からの離れが(3×D)mmを超え(5×D)mm以下のもの 壁からの離れが(5×D)mmを超えるもの	(3×d)mm以上 (2×d+5)mm以上 (1.7×d+5)mm以上
	近接壁が2面の場合	壁からの離れが(4×D)mm以下のもの 壁からの離れが(4×D)mmを超え(6×D)mm以下のもの 壁からの離れが(6×D)mmを超え(7×D)mm以下のもの 壁からの離れが(7×D)mmを超えるもの	(3.5×d)mm以上 (3×d)mm以上 (2×d+5)mm以上 (1.7×d+5)mm以上

備考

- 1 D：吐水口の内径（単位mm）
d：有効開口の内径（単位mm）
- 2 吐水口の断面が長方形の場合は長辺をDとする。
- 3 越流面より少しでも高い壁がある場合は近接壁とみなす。
- 4 浴槽に給水する給水装置（吐水口1体型給水用具を除く。）において、下欄に定める式により算定された越流面から吐水口の最下端までの垂直距離が50mm未満の場合にあつては、当該距離は50mm以上とする。
- 5 プール等の水面が特に波立ちやすい水槽並びに事業活動に伴う洗剤又は薬品を入れる水槽及び容器に給水する給水装置（吐水口1体型給水用具を除く。）において、下欄に定める式により算定された越流面から吐水口の最下端までの垂直距離が200mm未満の場合にあつては、当該距離は200mm以上とする。

○ 広島県水道広域連合企業団水道事業の給水及び水道用水供給事業の供給に関する条例（抜粋）

目次

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 水道事業

第1節 給水装置の工事及び費用（第4条—第15条）

第2節 給水（第16条—第25条）

第3節 貯水槽水道（第26条—第27条）

第4節 料金、手数料及び加入金（第28条—第37条）

第5節 管理（第38条—第44条）

第3章 水道用水供給事業

第1節 供給（第45条—第52条）

第2節 給水料金及び手数料（第53条—第57条）

第3節 管理（第58条—第59条）

第4章 補則（第60条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）その他別に定めがあるもののほか、広島県水道広域連合企業団（以下「企業団」という。）が経営する水道事業の給水についての料金、給水装置工事の費用負担その他の供給条件及び給水の適正を保持するために必要な事項、並びに水道用水供給事業において設ける水道用水供給水道（以下「水道用水供給水道」という。）の供給、給水料金その他の供給条件等に関して必要な事項を定めるものとする。

（給水区域及び給水対象）

第2条 水道事業の給水区域は、広島県水道広域連合企業団水道事業等の設置等に関する条例（令和5年広島県水道広域連合企業団条例第1号。以下「設置条例」という。）別表第1事業の名称の欄に掲げる事業（竹原市水道事業、三原市水道事業、

府中市水道事業、三次市水道事業、庄原市水道事業、東広島市水道事業、廿日市市水道事業、安芸高田市水道事業、江田島市水道事業、熊野町水道事業、北広島町水道事業、大崎上島町水道事業、世羅町水道事業及び神石高原町簡易水道事業をいう。以下これらを「市町域水道事業」という。) ごとに給水区域の欄に掲げる給水区域とする。

2 水道用水供給水道の給水対象は、設置条例別表第2に掲げる給水対象とする。

(定義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 給水装置 法第3条第9項に規定する給水装置をいう。
- (2) 給水装置工事 給水装置の新設、改造、修繕（法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。）及び撤去の工事をいう。
- (3) 受水市町 水道用水供給水道から水道用水の供給を受ける者
- (4) 実使用水量 受水市町が実際に使用する水量
- (5) 最大使用水量 企業長が定めた1日当たりの最大使用水量
- (6) 超過水量 月間実使用水量が最大使用水量の1か月分を超えた部分の水量
- (7) 承認使用水量 企業長が定めた使用水量
- (8) 給水施設 受水市町が水道用水の供給を受けるために水道用水供給水道の送水施設に連結して設ける送水管、配水池及びこれらに附属する設備

第2章 水道事業

第1節 給水装置の工事及び費用

(給水装置の種類)

第4条 給水装置は、次の3種とする。

- (1) 専用給水装置 1戸（世帯）又は1事業所で専用するもの
- (2) 共用給水装置 1個の給水栓を2戸以上で共用するもの
- (3) 私設消火栓 消防用に使用するもの

(給水装置工事の申込み)

第5条 給水装置工事を行おうとする者は、あらかじめ企業長に申し込み、その承認を受けなければならない。ただし、企業長がその必要がないと認めた工事について

は、この限りでない。

(給水装置工事の費用負担)

第6条 給水装置工事に要する費用は、当該給水装置工事を行う者の負担とする。ただし、企業長が特に必要があると認めるときは、企業団の負担とすることができる。

(給水装置工事の施行)

第7条 給水装置工事は、企業長が法第16条の2第1項の指定をした者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施行するものとする。ただし、企業長がやむを得ないと認める事由がある場合は、企業長が施行することができる。

2 前項本文の規定により、指定給水装置工事事業者が給水装置工事を施行する場合は、あらかじめその設計について企業長の設計審査（材料の確認を含む。）を受け、かつ、工事しゅん工後に企業長の工事検査を受けなければならない。ただし、第5条ただし書の規定により申込みの必要がないと認めた工事は、この限りでない。

3 第1項の規定により給水装置工事を施行する場合には、企業長は、当該給水装置工事に関する利害関係人の同意書その他の書面の提出を求めることができる。

4 第1項ただし書の規定により企業長が施行する給水装置工事において、当該給水装置工事に関する利害関係人その他の者から異議の申出を受けたときは、当該給水装置工事の申込者の責任において処理させるものとする。

5 前各項に定めるもののほか、指定給水装置工事事業者に関し必要な事項は、企業長が別に定める。

(給水管及び給水用具の指定)

第8条 給水装置の構造及び材質は、水道法施行令（昭和32年政令第336号。以下「施行令」という。）第6条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していなければならない。

2 企業長は、災害等による給水装置の損傷を防止するとともに、給水装置の損傷の復旧を迅速かつ適切に行うことができるようにするため必要があると認めるときは、配水管への取付口からメーターまでの間の給水装置に用いようとする給水管及

び給水用具について、その構造及び材質を指定することができる。

- 3 企業長は、指定給水装置工事事業者に対し、配水管に給水管を取り付ける工事及び当該取付口からメーターまでの工事に関する工法、工期その他の工事上の条件を指示することができる。
- 4 第2項の規定による指定の権限は、法第16条の規定に基づく給水契約の申込みの拒否又は給水の停止のために認められたものと解釈してはならない。

(工事費の算出方法)

第9条 第7条第1項ただし書の規定により企業長が施行する給水装置工事の工事費は、次に掲げる費用の合計額に100分の110を乗じて得た額とする。この場合において、1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

- (1) 材料費
- (2) 運搬費
- (3) 労力費
- (4) 道路復旧費
- (5) 工事監督費
- (6) 間接経費

- 2 前項各号に掲げるもののほか、特別の費用を必要とするときは、その費用を加算する。
- 3 前2項に規定する工事費の算出に関して必要な事項は、企業長が別に定める。

(工事費の予納)

第10条 第7条第1項ただし書の規定により企業長が給水装置工事を施行するときは、工事申込者（第5条の規定により申込みを行った者をいう。以下同じ。）は、設計によって算出した給水装置の工事費の概算額を予納しなければならない。ただし、企業長がその必要がないと認めた工事については、この限りでない。

- 2 前項の工事費の概算額は、工事しゅん工後に精算する。

(給水装置の所有権移転の時期等)

第11条 第7条第1項ただし書の規定により企業長が給水装置工事を施行した場合における当該給水装置の所有権移転の時期は、当該給水装置工事の工事費が完納になった時とし、当該給水装置の管理は、工事費が完納になるまでの間においても工

事申込者の責任とする。

(工事費未納の場合の措置)

第12条 第10条の工事費を工事申込者が指定期限内に納入しないときは、企業長は、当該給水装置を撤去することができる。

2 前項の規定により、企業長が給水装置を撤去した後、なお損害があるときは、工事申込者は、企業長にその損害を賠償しなければならない。

(給水装置の変更の工事)

第13条 企業長は、配水管の移転その他特別の理由によって、給水装置に変更を加える工事を必要とするときは、当該給水装置の所有者の同意がなくても、当該工事を施行することができる。

2 前項の工事に要した費用は、その必要を生じさせた者の負担とする。ただし、企業長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(附帯工事の施行)

第14条 第7条第1項ただし書の規定により企業長が施行する給水装置工事のため、建造物等の復旧を要する場合は、工事申込者において当該復旧に要する工事を施行するものとする。

(給水装置工事の拒否及び工事負担)

第15条 企業長は、配水管の施設がない場所その他やむを得ない場合においては、第5条の規定による申込みに応じないことができる。ただし、工事申込者が当該申込みに係る配水管工事の工事費及び所要経費を負担するときは、この限りでない。

2 前項の費用の額は、水道施設の新設等の工事に要する費用及びこれに付随する費用の合計額の範囲内とする。

3 前2項に定めるもののほか、水道施設の新設等に要する費用の負担に関し必要な事項は、企業長が別に定める。

第2節 給水

(給水の原則)

第16条 給水は、非常災害、水道施設の損傷その他のやむを得ない事情がある場合又は法令若しくはこの条例の規定による場合のほかは、制限し、又は停止しないものとする。

- 2 給水を制限し、又は停止しようとするときは、その日時及び区域を定めて、その都度、これらを予告する。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りでない。
- 3 給水を制限し、又は停止したため損害を生ずることがあっても、企業団はその責めを負わない。

(給水契約の申込み)

第17条 水道を使用しようとする者は、企業長の定めるところにより、あらかじめ企業長に申し込み、その承認を受けなければならない。

(代理人)

第18条 企業長は、この条例に定める事項を処理させるため、給水装置所有者に代理人を請求することができる。

- 2 企業長は、前項の代理人を不相当と認めるときは、変更させることができる。

(管理人)

第19条 企業長は、給水装置の使用に関する事項を処理させるため、次の各号のいずれかに該当する者に管理人を請求することができる。

- (1) 給水装置を共有する者
- (2) 共用給水装置を使用する者
- (3) その他企業長が必要と認める者

- 2 企業長は、前項の管理人を不相当と認めるときは、変更させることができる。

(メーターの設置)

第20条 給水量は、メーターにより計量する。ただし、企業長が必要ないと認めるときは、この限りでない。

- 2 メーターは、給水装置に設置し、その位置は、企業長が定める。
- 3 前項に規定する場合のほか、使用水量を計量するため特に必要があると認めるときは、貯水槽及び増圧装置（以下「貯水槽等」という。）以下の設備にメーターを設置することができる。

(メーターの貸与)

第21条 メーターは、企業長が設置して、水道の利用者又は管理人若しくは給水装置の所有者（以下「水道利用者等」という。）に貸与し、保管させる。

- 2 前項の規定にかかわらず、竹原市水道事業、熊野町水道事業及び大崎上島町水道

事業においては口径25ミリメートルを超えるメーター、庄原市水道事業においては口径50ミリメートルを超えるメーターは、当該メーターを取り付ける給水装置の使用者又は給水装置の所有者において、その代価及び取付費を負担し、これを設置しなければならない。

- 3 第1項の保管を行う者、又は前項によりメーターを設置した者は善良な管理者の注意をもってメーターを管理しなければならない。
- 4 第1項の保管を行う者が、前項に規定する管理義務を怠ったために、メーターを亡失し、又は毀損した場合は、その損害額を弁償しなければならない。

(水道の使用中止、変更等の届出)

第22条 水道使用者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ企業長に届け出なければならない。

- (1) 水道の使用をやめるとき。
 - (2) 用途を変更し、又は複数の用途で使用しようとするとき。
 - (3) 消防の演習用に私設消火栓を使用するとき。
 - (4) 一時的に多量の水を使用するとき。
- 2 水道使用者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに企業長に届け出なければならない。
- (1) 水道使用者等の氏名又は住所に変更があったとき。
 - (2) 消防用として水道を使用したとき。
 - (3) 代理人に変更があったとき、又はその住所に変更があったとき。

(私設消火栓の使用)

第23条 私設消火栓は、消防又は消防の演習の場合のほか使用してはならない。

- 2 企業長は、私設消火栓を消防の演習に使用するときは、企業団職員の立会いをさせることができる。

(水道使用者等の管理上の責任)

第24条 水道使用者等は、善良な管理者の注意をもって、水が汚染し、又は漏水しないよう、及び水の正常な計量に対し支障がないよう給水装置を管理し、異状があるときは、直ちに企業長に届け出なければならない。

- 2 前項の規定による届出を要する場合において修繕を必要とするときは、その修繕

に要する費用は、水道使用者等の負担とする。ただし、道路下の修繕その他企業長が特に必要があると認めるものについては、企業団がその費用を負担することができる。

- 3 第1項の規定による管理義務を怠ったために生じた損害については、水道使用者等が、その損害額を弁償しなければならない。

(給水装置及び水質の検査)

第25条 企業長は、給水装置又は供給する水の水質について水道使用者等から請求があったときは、検査を行い、その結果を請求者に報告する。

- 2 前項の検査をした場合において特別の費用を要したときはその実費を徴収することができる。

第3節 貯水槽水道

(企業団の責務)

第26条 企業長は、貯水槽水道（法第14条第2項第5号に規定する貯水槽水道をいう。以下同じ。）の管理に関し必要があると認めるときは、貯水槽水道の設置者に対し、指導、助言及び勧告を行うことができる。

- 2 企業長は、貯水槽水道の利用者に対し、貯水槽水道の管理等に関する情報提供を行うものとする。

(設置者の責務)

第27条 貯水槽水道のうち簡易専用水道（法第3条第7項に規定する簡易専用水道をいう。以下同じ。）の設置者は、法第34条の2の定めるところにより、当該簡易専用水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を受けなければならない。

- 2 簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者は、企業長が別に定めるところにより、当該貯水槽水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を行うよう努めなければならない。

第4節 料金、手数料及び加入金

(料金の支払義務)

第28条 水道の使用に係る料金（以下「料金」という。）は、水道の使用者から徴収する。

- 2 共用給水装置によって水道を使用する者は、料金の納入について、連帯債務者と

する。

- 3 第22条第1項の規定による水道の使用をやめる旨の届出がないときは、水道を使用しない場合でも、料金を徴収する。

(料金)

第29条 市町域水道事業の料金及びメーター使用料は、それぞれ別表第1から別表第14までのとおりとする。

(料金の算定)

第30条 企業長は、隔月の定例日（料金算定の基準日として、あらかじめ企業長が定めた日をいう。）に使用水量を計量し、料金を算定する。各月の料金の算定方法は企業長が別に定める。

- 2 前項の規定にかかわらず、企業長が必要と認めるときは、毎月の定例日に使用水量を計量し、料金を算定することができる。
- 3 前2項の規定にかかわらず、やむを得ない理由があるときは、定例日以外の日の使用水量を計量し、その日を定例日とみなして料金を算定することができる。
- 4 給水を中止し、又は給水装置を廃止したときは、その都度、使用水量を計量し、料金を算定する。

(使用水量及び用途の認定)

第31条 企業長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用水量及びその用途を認定する。

- (1) メーターに異状があったとき。
- (2) 料率の異なる2種以上の用途に水道を使用するとき。
- (3) 使用水量が不明のとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、企業長が必要と認めたとき。

(概算料金)

第32条 臨時給水その他企業長が必要と認めたときは、給水開始申込みの際企業長が定める概算料金を前納させることができる。

- 2 前項の料金は、給水を中止し、又は廃止したとき精算する。

(給水制限等の場合の料金)

第33条 料金は、第16条第2項の規定により給水を制限し、又は停止した場合にお

いても、これを減免しない。

(料金の徴収方法)

第34条 料金は、納入通知書、口座振替（自動払込みを含む。）の方法により徴収する。ただし、企業長が必要と認めるときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者による納付又は集金の方法により徴収することができる。

2 水道の使用をやめたとき、又は第41条の規定により給水を停止されたときの料金は、その都度徴収する。

3 料金の納期限は、企業長が別に定める。

(手数料)

第35条 市町域水道事業の手数料は、それぞれ別表第15から別表第29までのとおりとし、申込者から申込みの際に徴収する。ただし、企業長が特別の理由があると認めるものについては、申込み後に徴収することができる。

2 既納の手数料は還付しない。ただし、企業長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(加入金)

第36条 企業長は、給水装置の新設及びメーターの口径の増加の申込者から、加入金を徴収する。

2 給水装置の新設の申込者から徴収する加入金の区分及び金額は、市町域水道事業の区分に応じ、それぞれ別表第30から別表第43までに定める金額のとおりとする。

3 メーターの口径の増加の申込者から徴収する加入金の金額は、当該増加の申込みに係るメーターの口径の金額と当該申込者が当該申込みを行った際に使用していたメーターの口径の金額との差額とする。ただし、当該加入金の金額は、同一給水区域内のメーターの口径の増加の申込みに限る。

4 既納の加入金は還付しない。ただし、企業長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(料金、手数料、加入金等の減免)

第37条 企業長は、公益上その他特別な理由があると認めたときは、この条例によって納付しなければならない料金、手数料、加入金その他費用を軽減し、又は免除

することができる。

第5節 管理

(同居人等の行為に対する責任)

第38条 水道の利用者又は給水装置の所有者は、その家族、同居人、雇人等の行為についても、この条例に定める責めを負わなければならない。

(給水装置の検査等)

第39条 企業長は、管理上必要があると認めるときは、給水装置の検査を行い、水道利用者等に対し、必要な措置を指示することができる。

2 水道利用者等が前項の規定により指示した措置をしないときは、企業長が代わってこれを行うことができる。

3 前項の措置に要した費用は、水道利用者等の負担とする。

(給水装置の基準違反に対する措置)

第40条 企業長は、給水装置の構造及び材質が施行令第6条に規定する基準に適合していないときは、給水契約の申込みを拒み、使用中の給水装置の構造及び材質が同条に規定する基準に適合しなくなったときは、適合させるまでの間、給水を停止することができる。

2 企業長は、給水装置が企業長又は指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、給水契約の申込みを拒み、又は給水を停止することができる。

ただし、法第16条の2第3項ただし書の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質が施行令第6条に規定する基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。

(給水の停止)

第41条 企業長は、次の各号のいずれかに該当するときは、水道の利用者に対し、その事実の継続する間、給水を停止することができる。

(1) 水道の利用者が、第9条に規定する工事費、第24条第2項に規定する修繕費、第29条の料金、第35条の手数料又は第36条の加入金を指定期限内に納入しないとき。

(2) 水道の利用者が、正当な理由がなく、第30条のメーターによる計量又は第39条

の検査を拒み、又は妨げたとき。

- (3) 給水栓を、汚染のおそれのある器物又は施設と連結して使用する場合には、警告を発しても、なおこれを改めないとき。

(給水装置の切離し)

第42条 企業長は、次の各号のいずれかに該当する場合で、水道の管理上必要があると認めたときは、給水装置を切り離すことができる。

- (1) 給水装置の所有者が、60日以上所在が不明で、かつ、給水装置が使用されていないとき。
- (2) 給水装置が、使用中止の状態にあつて、将来使用の見込みがないと認めるとき。

(過料)

第43条 企業長は、次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処することができる。

- (1) 第5条の承認を受けずに給水装置工事を施行した者
- (2) 第7条第1項に規定する者以外の者で、給水装置工事を施行した者
- (3) 第7条第2項に規定する設計審査及び工事検査を受けずに給水装置工事を施行した者
- (4) 正当な理由がなく、第20条第2項のメーターの設置、第30条のメーターによる計量、第39条の検査又は第41条の給水の停止を拒み、又は妨げた者
- (5) 第24条第1項の規定による給水装置の管理義務を著しく怠った者
- (6) 第29条の料金、第35条の手数料又は第36条の加入金の徴収を免れようとして、詐欺その他不正の行為をした者
- (7) 前各号に掲げるもののほか、この条例又はこの条例に基づく規程若しくは指示に違反した者

(料金を免れた者に対する過料)

第44条 詐欺その他不正行為によって、第29条の料金又は第35条の手数料又は第36条の加入金の徴収を免れた者は、徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料に処することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
(処分、申込み等に関する経過措置)
- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に旧竹原市水道事業給水条例、旧三原市水道事業給水条例、旧府中市水道条例、旧三次市水道事業給水条例、旧庄原市給水条例、旧東広島市水道給水条例、旧廿日市市水道事業給水条例、旧安芸高田市水道事業給水条例、旧江田島市水道事業給水条例、旧熊野町上水道事業給水条例、旧北広島町給水条例、旧大崎上島町水道事業給水条例、旧世羅町水道事業給水条例若しくは旧神石高原町簡易水道給水条例（以下「旧市町域給水条例」という。）の規定によりされた許可等の処分その他の行為（以下この項において「処分等の行為」という。）又はこの条例の施行の際現に旧市町域給水条例の規定によりされている工事等の申込みその他の行為（以下この項において「申込み等の行為」という。）で、施行日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、施行日以後におけるこの条例の適用については、この条例の相当規定によりされた処分等の行為又は申込み等の行為とみなす。
- 3 施行日前に旧市町域給水条例の規定により、地方公共団体の機関に対し届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、施行日前にその手続がされていないものについては、この条例の相当規定により、企業長に対して届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この条例の規定を適用する。
- 4 施行日前に旧広島県水道用水供給水道条例の規定によりされた申込み、届出、承認その他の行為は、この条例の相当規定によりされた申込み、届出、承認その他の行為とみなす。

別表第1（第29条関係）

竹原市水道事業の給水区域における料金（1か月につき）

（1）基本料金及び従量料金

用途	基本料金	従量料金	
		使用水量	単価（1立方メートルにつき）
一般用	1戸につき 680円	1立方メートル以上8立方メートルまで	50円
		8立方メートルを超え20立方メートルまで	140円
		20立方メートルを超え50立方メートルまで	150円
		50立方メートルを超え100立方メートルまで	160円
		100立方メートルを超え1,000立方メートルまで	175円
		1,000立方メートルを超え5,000立方メートルまで	185円
		5,000立方メートルを超え10,000立方メートルまで	200円
		10,000立方メートルを超え30,000立方メートルまで	220円
		30,000立方メートルを超え60,000立方メートルまで	230円
		60,000立方メートルを超えるもの	240円
船舶用			350円

備考

- 1 料金は、表の基本料金と従量料金との合計額に100分の110を乗じて得た額とする。
この場合において、1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

- 2 「一般用」とは、船舶用及び防火用以外で使用するものをいう。
- 3 「船舶用」とは、船舶に供給するものをいう。
- 4 「防火用」とは、火災消防に使用するものをいう。
- 5 共用給水装置の料金について1個のメーターにより数戸給水を行う場合には各戸平均使用したものとみなす。
- 6 防火用水は無料とする。ただし、私設消火栓を演習のために使用したときは1栓10分ごとに栓口25ミリメートル以下100円。同40ミリメートル以下200円。同40ミリメートルを超えるもの300円を徴収する。ただし、消防演習の場合はその証明する書類を提出し、企業長の承認を受けた場合はこの限りでない。
- 7 前各項に掲げる以外の使用目的に供するもの及び公益性企業と企業長が認定するものについては、その都度、企業長において特定料金を定めることができる。
- 8 基本料金は、使用した水量の有無にかかわらず徴収する。
- 9 1戸又は1構内に2個以上のメーターを使用するときはメーターごとに基本料金を徴収する。

別表第15（第35条関係）

種類	種別	金額
1 指定給水装置 工事事業者指定 手数料	指定給水装置工事事業者の指定（1件につき）	10,000円
2 指定給水装置 工事事業者指定 更新手数料	指定給水装置工事事業者の指定の更新（1件につき）	10,000円

別表第16（第35関係）

竹原市水道事業における手数料

種類	種別	金額
1 設計審査手数料	口径25ミリメートル以下のもの（1件につき）	600円
	口径50ミリメートル以下のもの（1件につき）	1,500円
	口径50ミリメートルを超えるもの（1件につき）	2,500円
2 工事検査手数料	口径25ミリメートル以下のもの（1件につき）	600円
	口径50ミリメートル以下のもの（1件につき）	1,500円
	口径50ミリメートルを超えるもの（1件につき）	2,500円
3 メーター試験手数料	口径25ミリメートル以下のもの（1件につき）	600円
	口径40ミリメートル以下のもの（1件につき）	1,500円

備考 口径50ミリメートル以上のメーター試験手数料は、その都度企業長が定める。

別表第30（第36条関係）

竹原市水道事業の給水区域における加入金

メーターの口径	金額（1か所につき）
13ミリメートル	30,000円
20ミリメートル	60,000円
25ミリメートル	100,000円
40ミリメートル	305,000円
50ミリメートル	540,000円
75ミリメートル	1,287,000円
100ミリメートル	2,745,000円
150ミリメートル以上	企業長が別に定める

備考

- 1 加入金の金額は、この表の区分による金額に100分の110を乗じて得た額とする。
この場合において、1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。
- 2 加入金は、納入通知書の方法により給水装置の新設、又は改造の工事に着手する際に徴収する。ただし、企業長が特に必要と認めた場合は、着手後徴収することができる。

○ 広島県水道広域連合企業団竹原市水道事業における水道事業給水規程

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 給水装置の構造及び材質（第3条・第4条）
- 第3章 給水装置の工事及び費用（第5条—第9条）
- 第4章 給水（第10条—第19条）
- 第5章 料金、手数料、加入金及び工事負担金（第20条—第29条）
- 第6章 管理（第30条）
- 第7章 貯水槽水道（第31条）
- 第8章 雑則（第32条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規程は、別に定めがあるもののほか、竹原市水道事業（広島県水道広域連合企業団水道事業等の設置等に関する条例（令和5年広島県水道広域連合企業団条例第1号）第2条第1号に定める竹原市水道事業をいう。以下同じ。）に係る広島県水道広域連合企業団水道事業の給水及び水道用水供給事業の供給に関する条例（令和5年広島県水道広域連合企業団条例第21号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規程の用語の意義は、条例の定めるところによる。

第2章 給水装置の構造及び材質（給水装置の構造）

第3条 給水装置の構造は、水道法施行令（昭和32年政令第336号。以下「施行令」という。）第6条によるほか、次に掲げる各号の基準に適合しなくてはならない。

- (1) 給水装置は、給水管及びこれに直結する給水用具（分水栓、止水栓その他給水用機器をいう。）をもって構成するものとする。ただし、企業長がその必要がないと認めるときは、その一部を設けないことができる。
- (2) 給水装置には、量水器ますその他の附属用具を備えなければならない。

- (3) 給水装置には、メーターの下流に第二止水栓を設置しなければならない。
- (4) 給水管の口径は、配水管の最低水圧時においても所要水量を十分に供給できる大きさにしなければならない。ただし、この口径は取水口径より大きくしてはならない。
- (5) 給水管の口径に比して著しく多量の水を一時に使用する箇所及び企業長が必要と認める箇所には、貯水槽を設置しなければならない。

(給水装置の材質)

第4条 給水装置の材質は、施行令第6条によるほか、別途企業長が定める。

第3章 給水装置の工事及び費用

(給水装置工事の種類)

第5条 給水装置工事の種類は、次のとおりとする。

- (1) 新設工事 給水装置を新しく設ける工事
- (2) 増設工事 給水栓数を増加する工事
- (3) 改造工事 給水用具又は給水管の位置及び口径を変更し、又は装置の一部を撤去する工事
- (4) 撤去工事 給水装置を撤去し、給水を停止する工事
- (5) 移転工事 家屋移転等に伴い、既設の給水装置を移転する工事
- (6) 修繕工事 前各号以外の軽易な工事

(給水装置工事の申込み)

第6条 条例第5条に規定する給水装置工事の申込みは、企業長が別に定める様式による申込書（以下「申込書」という。）の提出をもって行う。

- 2 新たに共用給水装置の設置の申込みをしようとする者は、2戸以上の連署による申込みをしなければならない。

(給水装置工事承認の取消し)

第7条 条例第5条の規定により承認した給水装置工事で、工事申込者が次の各号のいずれかに該当する場合は、承認を取り消すことができる。

- (1) 条例第10条第1項に規定する工事費の概算額を、指定された期限内に納付しないとき。
- (2) 申込者の責めに帰すべき理由により、設計又は工事に着手することができない

とき。

(利害関係人の同意書等の提出)

第8条 次の各号に該当するときは、条例第7条第3項の規定により、利害関係人の同意書その他の書面の提出を求めるものとする。

- (1) 他の者の給水装置から分岐して給水装置を設置するとき。ただし、止水栓を共有することはできない。
 - (2) 他の者の所有地を通過し、又は他の者の所有する土地に給水装置を設置するとき。
 - (3) 他の者の家屋に給水装置を設置するとき。
 - (4) 自己の給水装置から他人の給水装置を分岐させている者が、分岐給水装置の本管となる部分を撤去し、又は廃止するとき。
 - (5) その他企業長が必要と認めたとき。
- 2 申込者は、給水装置の工事が官公有地に関係する場合には、申込書に許可書又はその写を添付しなければならない。

(費用の負担)

第9条 条例第7条第1項ただし書の規定により企業長が施行した給水装置工事において、工事しゅん工後6か月以内に不良箇所を発見したときは、企業団の費用で修繕する。

- 2 前項の期限内であっても、変災又は故意若しくは不注意による場合はこの限りでない。

第4章 給水 (メーターの設置及び管理)

第10条 条例第21条第3項の規定により、水道使用者等はメーターの設置場所にその計量又は機能を妨害するような物件及び工作物を設置してはならない。

- 2 企業長は、必要があると認めたときは、既設のメーター設置場所を変更させることができる。
- 3 第1項に規定する物件及び工作物の撤去並びに前項に規定するメーターの設置場所の変更に要する費用は、水道使用者等の負担とする。

(共用給水装置の使用)

第11条 共用給水装置は、次の各号の一に該当する者に使用させる。

- (1) 専用給水装置の設置をなす資力のない者と認められる者
- (2) 災害又は衛生上、一時給水の必要があると認められる者
- (3) 地勢の状況その他の事由で、企業長の承認を受けた者

(共用給水装置を使用出来ない者)

第12条 営業用又は多量の水を使用する者は、共用給水装置を使用することができない。

(消火栓)

第13条 消火栓は、公設又は私設とする。

- 2 自費にて消火用その他の設備をするときは、企業長の許可を受けなければならない。
- 3 私設消火栓は企業団にて封かんし、緊急止むを得ない場合の外、無断でこれを開封してはならない。火災以外に使用するときも同じである。
- 4 火災のため消火栓を使用したときは、消火後3日以内にその旨を届け出なければならない。

(保管責任)

第14条 水道使用者等は、自己の保管に係るメーターを亡失又は毀損したときは、企業長に届け出なければならない。

- 2 企業長は、条例第21条第4項の規定によりメーターの弁償をさせようとするときは、残存価格等を考慮して損害額を定めるものとする。

(給水の申込み)

第15条 条例第17条の規定による給水の申込みは、企業長が別に定める方法をもって行う。

(代理人及び管理人の届出)

第16条 条例第18条の規定による代理人又は条例第19条の規定による管理人は、連署で届け出なければならない。代理人若しくは管理人を変更し、又はその住所を変更したときも、また同様とする。

(管理人の用務)

第17条 条例第19条の規定による管理人が行う用務は、おおむね次のとおりとする。

(1) 給水の開始・廃止・異動等の届出 (2) 使用上の取締り

(各種の届出)

第18条 条例第22条の規定による届出は、企業長が別に定める方法をもって行う。

(給水装置及び水質の検査)

第19条 条例第25条第1項の規定による検査の請求及び結果の報告は、企業長が別に定める方法をもって行う。

2 条例第25条第2項に規定する特別の費用を要する場合とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。

(1) 給水装置については、その構造、材質若しくは機能又は漏水についての通常の検査以外の検査を行うとき。

(2) 水質については、色及び濁り並びに消毒の残留効果に関する検査等飲料の適否に関する検査以外の検査を行うとき。

第5章 料金、手数料、加入金及び工事負担金

(月の定義)

第20条 料金算定の基礎となる「月」とは、隔月の定例日のものにあつては、前回の定例日から次回の定例日までを2か月とし、これを二分したものをいい、毎月の定例日のものにあつては、前回の定例日から次回の定例日までをいう。

(特別な場合における料金算定)

第21条 月の中途において水道の使用を開始し、中止し、又は、廃止したときの基本料金は、使用日数がその月の2分の1以下のときは基本料金の2分の1とし、使用日数がその月の2分の1を超えるときは1か月分として算定する。

2 定例日以外の日において給水の種別・方法又は用途に変更があつた場合は翌月から変更の料金を徴収する。

(料金の算定及び徴収方法)

第22条 料金は、隔月の定例日のものにあつては、2か月使用水量を二分したものを定例日の前月及び前々月分の使用水量として算定し、定例日の翌月に徴収する。

2 毎月の定例日のものにあつては、その使用水量を定例日の前月分として算定し、定例日の属する月に徴収する。

3 企業長が必要と認めるときは随時に徴収することができる。

(料金の納期限)

第23条 料金の納期限は、次に定めるところによる。

- (1) 納入通知書の場合、通知書を発した日の属する月又は翌月の末日
- (2) 口座振替及び自動払込みの場合、企業長が定める指定振替日

(使用水量の認定基準)

第24条 条例第31条の規定により、使用水量を認定する方法は、次のとおりとする

- (1) メーターに異常又は故障があつたときは、前年同期の使用水量に、改修後の使用水量又は故障前4か月間の平均使用水量を考慮して認定する。
- (2) メーターによる計量が不能のため、当月又は当期の使用水量が不明のときは、前月又は前期の使用水量を考慮して仮認定し、翌月又は翌期の使用水量で調整する。

(使用水量の訂正)

第25条 メーターが異常のときは、試験の結果、誤差が特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第336条に規定する使用公差を超える場合はその割合に応じて使用水量を訂正し、公差未満の場合は使用水量を訂正しない。

(概算料金の前納)

第26条 条例第32条第1項に規定する概算料金の算定は、2か月分以上の予定使用水量に応じた料金とする。ただし、使用予定期間が1か月未満の場合は1か月分とする。

(概算料金の免除)

第27条 条例第32条第1項ただし書に規定する企業長がその必要がないと認めるものは、官公署その他公の機関とする。

(料金等の減免)

第28条 条例第37条の規定により減額又は免除することができる場合は、次の各号に掲げるときとする。

- (1) 水道の利用者が貧困のため、負担に耐えられないと認められるとき。
- (2) そのほか、企業長が特に減免する必要があると認めるとき。

(過誤納等による料金の精算)

第29条 料金の過誤納等による還付金又は追徴金は、次回以降の料金で精算するこ

とができる。

第6章 管理

(料金の徴収を免れた者に対する過料処分基準)

第30条 条例第44条の規定による料金の徴収を免れた者に対する過料処分の基準は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 詐欺その他不正の行為をする意思がなかったと認められる者で、かつ、その期間が3か月以上のもの徴収を免れた金額の1倍に相当する額以上2倍に相当する額以下
- (2) 詐欺その他不正の行為をする意思があったと認められる者で、かつ、その期間が2か月未満のもの 徴収を免れた金額の2倍に相当する額以上3倍に相当する額以下
- (3) 詐欺その他不正の行為をする意思があったと認められる者で、かつ、その期間が2か月以上のもの 徴収を免れた金額の3倍に相当する額以上5倍に相当する額以下
- (4) 特に悪質な詐欺その他不正の行為をしたと認められる者 徴収を免れた金額の5倍に相当する額

第7章 貯水槽水道

(簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理等)

第31条 条例第27条第2項の規定による管理及び検査は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号）第55条に規定する基準に準じて管理するよう努めること。
- (2) 前号の規定による管理に関し、1年以内ごとに1回、定期的に、給水栓における水の色、濁り、臭い及び味に関する検査並びに残留塩素の有無に関する検査を行うよう努めること。

第8章 雑則

(申込書等の様式)

第32条 申込書等の様式は、企業長が別に定める。附 則 この規程は、令和5年4月1日から施行する。

○ 広島県水道広域連合企業団指定給水装置工事事業者規程

目次

- 第1章 総則（第1条—第3条）
- 第2章 指定給水装置工事事業者（第4条—第10条）
- 第3章 給水装置工事主任技術者（第11条・第12条）
- 第4章 給水装置工事（第13条—第18条）
- 第5章 指定の取消し等（第19条・第20条）
- 第6章 雑則（第21条—第23条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規程は、広島県水道広域連合企業団水道事業の給水及び水道用水供給事業の供給に関する条例（令和5年広島県水道広域連合企業団条例第21号。以下「条例」という。）第7条第5項の規定に基づき、指定給水装置工事事業者（以下「指定業者」という。）に 関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規程の用語の意義は、条例の定めるところによる。

（業務処理の原則）

第3条 指定業者は、水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）、水道法施行令（昭和32年政令第336号。以下「法施行令」という。）、水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号。以下「法施行規則」という。）、条例、広島水道広域連合企業団竹原市水道事業における水道事業給水規程（令和5年広島水道広域連合企業団管理規程第44号）、広島水道広域連合企業団三原市水道事業における水道事業給水規程（令和5年広島水道広域連合企業団管理規程第45号）、広島水道広域連合企業団府中市水道事業における水道事業給水規程（令和5年広島水道広域連合企業団管理規程第46号）、広島水道広域連合企業団三次市水道事業における水道事業給水規程（令和5年広島水道広域連合企業団管理規程第47号）、広島水道広域連合企業団庄原市水道事業における水道事業給水規程（令和5年広島水道広域連合企業団管理規程第48号）

号)、広島水道広域連合企業団東広島市水道事業における水道事業給水規程(令和5年広島水道広域連合企業団管理規程第49号)、広島水道広域連合企業団廿日市市水道事業における水道事業給水規程(令和5年広島水道広域連合企業団管理規程第50号)、広島水道広域連合企業団安芸高田市水道事業における水道事業給水規程(令和5年広島水道広域連合企業団管理規程第51号)、広島水道広域連合企業団江田島市水道事業における水道事業給水規程(令和5年広島水道広域連合企業団管理規程第52号)、広島水道広域連合企業団熊野町水道事業における水道事業給水規程(令和5年広島水道広域連合企業団管理規程第53号)、広島水道広域連合企業団北広島町水道事業における水道事業給水規程(令和5年広島水道広域連合企業団管理規程第54号)、広島水道広域連合企業団大崎上島町水道事業における水道事業給水規程(令和5年広島水道広域連合企業団管理規程第55号)、広島水道広域連合企業団世羅町水道事業における水道事業給水規程(令和5年広島水道広域連合企業団管理規程第56号)、広島水道広域連合企業団神石高原町簡易水道事業における水道事業給水規程(令和5年広島水道広域連合企業団管理規程第57号)、及びこの規程並びにこれらの規程に基づく企業長の指示を遵守し、誠実にその業務を行わなければならない。

第2章 指定給水装置工事事業者

(指定の申請)

第4条 条例第7条第1項の指定は、給水装置工事の事業を行う者の申請により行う。

2 指定業者として指定を受けようとする者は、法施行規則様式第1に定める申請書に次に掲げる事項を記載し、企業長に提出しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者及び役員の氏名
- (2) 条例第2条第1項に規定する給水区域において給水装置工事の事業を行う事業所(以下「事業所」という。)の名称及び所在地
- (3) 第12条第1項の規定により事業所ごとに選任されることとなる給水装置工事主任技術者(以下「主任技術者」という。)の氏名及び当該主任技術者が交付を受けている給水装置工事主任技術者免状(以下「免状」という。)の交付番号
- (4) 給水装置工事を行うための機械器具の名称、性能及び数

(5) 事業の範囲

3 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

(1) 次条第3号アからカまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する法施行規則様式第2に定める誓約書

(2) 法人にあっては定款及び登記事項証明書、個人にあっては住民票の写し

(指定の基準)

第5条 企業長は、申請をした者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、法第16条の2第1項に規定する指定をしなければならない。

(1) 事業所ごとに、第12条第1項の規定により主任技術者として選任されることとなる者を置く者であること。

(2) 次に掲げる機械器具を有する者であること。

ア 金切りのこその他の管の切断用の機械器具

イ やすり、パイプねじ切り器その他の管の加工用の機械器具

ウ トーチランプ、パイプレンチその他の接合用の機械器具

エ 水圧テストポンプ

(3) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 精神の機能の障害により給水装置工事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

ウ 法に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から2年を経過しない者

エ 第19条の規定により指定を取り消され、その取消しの日

オ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

カ 法人であつて、その役員のうちアからオまでのいずれかに該当する者があるもの

(指定の更新)

第6条 第4条第1項に規定する指定は、5年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

- 2 前項の更新の申請があった場合において、同項の期間（以下「指定の有効期間」という。）の満了の日までにその申請に対する決定がされないときは、従前の指定は、指定の有効期間の満了後もその決定がされるまでの間は、なおその効力を有する。
- 3 前項の場合において、指定の更新がされたときは、その指定の有効期間は、従前の指定の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

（指定の更新の申請）

第7条 指定の更新は、指定業者の申請により行う。

- 2 企業長は、指定の更新の申請時に、指定業者が第10条の事業の運営に関する基準に従い、適正に給水装置工事の事業を運営していることを確認するための書面の提出を求めるものとする。
- 3 第4条及び第5条の規定は、指定の更新について準用する。

（指定証の交付）

第8条 企業長は、指定又は更新を行ったときは、速やかに、指定業者に指定給水装置工事事業者証（様式第1号。以下「指定証」という。）を交付する。

- 2 指定業者は、事業の廃止を届け出たとき、又は第19条の規定により指定の取消しを受けたときは、指定証を企業長に返納しなければならない。
- 3 指定業者は、事業の休止を届け出たとき、又は第20条の規定により指定の効力の停止を受けたときは、指定証を企業長に提出しなければならない。
- 4 指定業者は、指定証の記載事項に変更があったとき、又は指定証を汚損し、若しくは紛失したときは、指定給水装置工事事業者証再交付申請書（様式第2号）により再交付を申請することができる。

（変更の届出等）

第9条 指定業者は、次に掲げる事項のいずれかに変更があったとき、又は給水装置工事の事業を廃止し、休止し、若しくは再開したときは、その旨を企業長に届け出なければならない。

- (1) 事業所の名称及び所在地
- (2) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (3) 法人にあっては、役員の氏名

(4) 主任技術者の氏名又は主任技術者が交付を受けた免状の交付番号

2 前項の規定により変更の届出をしようとする者は、当該変更のあった日から30日以内に法施行規則様式第10に定める届出書に次に掲げる書類を添えて、企業長に提出しなければならない。

(1) 前項第2号に掲げる事項の変更の場合には、法人にあつては定款及び登記事項証明書、個人にあつては住民票の写し

(2) 前項第3号に掲げる事項の変更の場合には、第4条第3項第1号に掲げる誓約書及び登記事項証明書

3 第1項の規定により事業の廃止、休止又は再開の届出をしようとする者は、事業を廃止し、又は休止したときは当該廃止又は休止の日から30日以内に、事業を再開したときは当該再開の日から10日以内に、法施行規則様式第11に定める届出書を企業長に提出しなければならない。

(事業の運営の基準)

第10条 指定業者は、次に掲げる給水装置工事業の運営に関する基準に従い、適正な給水装置工事業の運営に努めなければならない。

(1) 給水装置工事ごとに、第12条第1項の規定により選任した主任技術者のうちから、当該工事に関して次条第1項各号に掲げる職務を行う者を指名すること。

(2) 配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施行する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないように適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実地に監督させること。

(3) 前号に掲げる工事を施行するときは、あらかじめ企業長の承認を受けた工法、工期その他の工事上の条件に適合するよう当該工事を施行すること。

(4) 主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者の給水装置工事の施行技術の向上のために、研修の機会を確保するよう努めること。

(5) 次に掲げる行為を行わないこと。

ア 法第16条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合しない給水装置を設置すること。

イ 給水管及び給水用具の切断、加工、接合等に適さない機械器具を使用すること。

(6) 施行した給水装置工事ごとに、第1号の規定により指名した主任技術者に次に掲げる事項に関する記録を作成させ、当該記録をその作成の日から3年間保存すること。

ア 施主の氏名又は名称

イ 施行の場所

ウ 施行完了年月日

エ 主任技術者の氏名

オ しゅん工図

カ 給水装置工事に使用した給水管及び給水用具に関する事項

キ 次条第1項第3号の確認の方法及びその結果 第3章 給水装置工事主任技術者

(給水装置工事主任技術者等の職務)

第11条 主任技術者は、次に掲げる職務を誠実に行わなければならない。

(1) 給水装置工事に関する技術上の管理

(2) 給水装置工事に従事する者の技術上の指導監督

(3) 給水装置工事に係る給水装置の構造及び材質が法第16条の規定に基づく政令で定める基準に適合していることの確認

(4) 給水装置工事に関し、企業長と次に掲げる連絡又は調整を行うこと。

ア 配水管から分岐して給水管を設ける工事を施行しようとする場合における配水管の位置の確認に関する連絡調整

イ 前条第2号に掲げる工事に係る工法、工期その他の工事上の条件に関する連絡調整

ウ 給水装置工事を完了した旨の連絡

2 給水装置工事に従事する者は、主任技術者がその職務として行う指導に従わなければならない。

(給水装置工事主任技術者の選任)

第12条 指定業者は、指定を受けた日から2週間以内に、事業所ごとに主任技術者

を選任しなければならない。

- 2 指定業者は、その選任した主任技術者が欠けるに至ったときは、当該事由が発生した日から2週間以内に、新たに主任技術者を選任しなければならない。
- 3 指定業者は、主任技術者を選任したときは、法施行規則様式第3に定める届出書により、遅滞なく、その旨を企業長に届け出なければならない。解任したときも、同様とする。
- 4 指定業者は、主任技術者の選任を行うに当たっては、1の事業所の主任技術者が同時に他の事業所の主任技術者とならないようにしなければならない。ただし、1の主任技術者が当該2以上の事業所の主任技術者となってもその職務を行うに当たって特に支障がないときは、この限りでない。

第4章 給水装置工事

(給水装置工事の条件の指示)

第13条 企業長は、指定業者に対し、第10条第3号に掲げる工事に係る工法、工期その他の給水装置工事上の条件を、別に定めるところにより指示するものとする。

(設計審査)

第14条 指定業者は、条例第7条第2項に規定する設計審査を受けるため設計審査に係る申請書に設計図を添えて、企業長に申請しなければならない。

(設計変更等の届出)

第15条 条例第5条に規定する承認を受けた後、その設計を変更し、又はその承認を受けた工事を取りやめようとするときは、直ちに企業長に届け出なければならない。

(工事の検査)

第16条 指定業者は、条例第7条第2項に規定する給水装置工事検査を受けるため工事完了後速やかに当該工事検査に係る申請書により企業長に申請しなければならない。

- 2 指定工事業者は、検査の結果手直しを要求されたときは、指定された期間内にこれを行い、改めて企業長の検査を受けなければならない。

(給水装置工事主任技術者の立会い)

第17条 企業長は、指定業者が施行した給水装置工事に関し、法第17条第1項の規

定による給水装置の検査を行うときは、当該給水装置に係る給水装置工事を施行した指定業者に対し、当該工事に関し第10条第1号の規定により指名された主任技術者又は当該工事を施行した事業所に係るその他の主任技術者の立会いを求めることができる。

(報告又は資料の提出)

第18条 企業長は、指定業者に対し、当該指定業者が施行した給水装置工事に関し必要な報告又は資料の提出を求めることができる。

第5章 指定の取消し等

(指定の取消し)

第19条 企業長は、指定業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第4条第1項に規定する指定を取り消すことができる。

- (1) 不正の手段により第4条第1項に規定する指定を受けたとき。
- (2) 第5条各号のいずれかに適合しなくなったとき。
- (3) 第9条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- (4) 第10条に規定する給水装置工事の事業の運営に関する基準に従った適正な給水装置工事の事業の運営をすることができないと認められるとき。
- (5) 第12条の規定に違反したとき。
- (6) 第17条の規定による企業長の求めに対し、正当な理由なくこれに応じないとき。
- (7) 前条の規定による企業長の求めに対し、正当な理由なくこれに応じず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。
- (8) その施行する給水装置工事が水道施設の機能に障害を与え、又は与えるおそれが大であるとき。

(指定の停止)

第20条 企業長は、指定業者が前条各号のいずれかに該当する場合において、当該指定業者にやむを得ないと認める事情があるときは、指定の取消しに替えて、別に定めるところにより指定の効力を停止することができる。

第6章 雑則

(指定等の公示)

第21条 企業長は、次の各号のいずれかに該当するときは、その都度これを公示するものとする。

- (1) 第4条第1項に規定により指定業者を指定したとき。
- (2) 第6条第1項に規定により指定業者の指定を更新したとき。
- (3) 第19条の規定により指定業者の指定を取り消したとき。
- (4) 前条の規定により指定業者の指定の効力を停止したとき。

(講習会)

第22条 企業長は、給水装置工事の施行に関する知識及び技術の向上を図るため、指定業者、主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者を対象とする講習会を実施し、又は他団体が実施する講習会を推薦することができる。

(委任)

第23条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、企業長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の前日に、竹原市水道課指定給水装置工事事業者規程（平成9年12月15日水道事業規程第5号）、三原市指定給水装置工事事業者規程（平成17年3月22日水道事業管理規程第31号）、府中市水道指定給水装置工事事業者規程（平成10年3月30日水道事業管理規程第3号）、三次市指定給水装置工事事業者規程（平成16年4月1日水道事業管理規程第17号）、庄原市指定給水装置工事事業者規程（平成29年3月28日水道事業管理規程第7号）、東広島市水道局指定給水装置工事事業者規程（平成10年4月1日水道事業管理規程第3号）、廿日市市水道局指定給水装置工事事業者規程（平成12年4月1日企業管理規程第2号）、安芸高田市水道事業指定給水装置工事事業者規程（平成16年3月1日企業管理規程第13号）、江田島市指定給水装置工事事業者規程（平成26年4月1日企業局管理規程第18号）、熊野町指定給水装置工事事業者規程（平成10年3月27日訓令第1号）、北広島町指定給水装置工事事業者規則（平成17年2月1日規則第169号）、大崎上島町指定給水装置工事事業者規程（平成29年3月31日水道事業管理規程第2号）、世羅町指定給水装置工事事業者規

程（平成19年4月1日公営企業管理告示第1号）、又は神石高原町水道指定給水装置工事事業者規程（平成16年11月5日告示第81号）の規定（以下、旧規定という。）によりされた申請、指定、処分、手続その他の行為は、それぞれこの規程の相当規定によりされたものとみなす。

- 3 この規程の施行の際現に前項のいずれかの旧規定により指定（以下、「旧指定」という。）を受けている指定業者は、この規定の施行の日（以下「施行日」という。）に広島県水道広域連合企業団指定給水装置工事事業者規定（以下、「新規定」という。）第4条第1項に規定する指定（以下、「新指定」という。）を受けたものとみなす。
- 4 前項により、新指定を受けたものとみなされる者に係る指定の有効期間は、新規定第4条第1項の規定にかかわらず、施行日におけるその者にかかる旧指定の有効期間の残存期間と同一の期間とする。ただし、複数の市町長から旧指定を受けている場合は、施行日におけるその者にかかる旧指定の有効期間の残存期間が最も遅い旧指定の残存期間と同一の期間とする。
- 5 この規程の施行の際現にいずれかの旧規定により交付されている旧指定に係る指定証（以下、「旧指定証」という。）は、新指定に係る指定証（以下、「新指定証」という。）とみなす。
- 6 旧指定を取り消され、取消しの日か2年を経過しない者については、新指定をこの規程第19条に規定する取消しに係る種類のものとして、同条の規定を適用する。
- 7 旧指定の効力を停止されている者は、施行日において新指定の効力を停止されたものとみなす。この場合において、当該新指定の効力を停止されたものとみなされる者に係る新指定の効力を停止される期間は、施行日におけるその者に係る旧指定の効力を停止された期間の残存期間と同一の期間とする。

様式第2号（第8条関係）

指定給水装置工事事業者証再交付申請書

広島県水道広域連合企業団企業長 様

年 月 日

申請者 氏名又は名称
住所
代表者氏名
電話番号

指定給水装置工事事業者証の再交付を受けたいので、広島県水道広域連合企業団指定給水装置工事事業者規程第8条第4項の規定により次のとおり申請します。

指定番号	第 号
申請理由	<input type="checkbox"/> 住所変更 <input type="checkbox"/> 氏名又は名称変更 <input type="checkbox"/> 代表者変更（法人のみ） <input type="checkbox"/> 汚損 <input type="checkbox"/> 紛失

（注）指定給水装置工事事業者証は、指定番号、住所、氏名又は名称、代表者の氏名、有効期間の満了の日を表示します。

（備考）この用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

受水槽式給水設備の給水装置への切替えに関する留意事項

(厚生労働省通知 平成17年9月5日)

1. 事前確認

受水槽式給水設備を直結給水方式の給水装置に変更する工事の承認を申し込む者（指定給水装置工事事業者が申込手続きを委任されている場合は、当該工事事業者）は、事前に次の(1)～(3)に掲げる場合に応じ、該当する事項を実施、確認する。

なお、水道事業者は、耐圧試験の試験水圧について当該地域内の夜間を通した1日の間の最大水圧に安全を考慮した圧力を加えたものとするができる。

(1) 更生工事の履歴のない受水槽式給水設備から、直結給水方式に切替える場合

① 既設配管の材質

- ・ 「給水装置の構造及び材質の基準」（以下、「構造材質基準」という。）に適合した製品が使用されていることを現場及び図面にて確認する。
- ・ 構造材質基準に適合した製品が使用されていない場合は、同基準に適合した給水管、給水用具に取り替える。
- ・ 埋め込み等により確認が困難な場合は、水道事業者の判断を求める。

② 既設配管の耐圧試験

- ・ 耐圧試験における水圧は1.75MPaを原則とし、1分間水圧を加えた後、水漏れ等が生じないことを確認する。ただし、水道事業者が試験水圧を別に指示した場合はその試験水圧とする。

③ 水質試験

- ・ 直結給水への切替え前において、水道法第20条第3項に規定する者による水質試験を行い、水道法第4条に定める水質基準を満足していることを確認する。
- ・ 採水方法は、毎分5Lの流量で5分間流して捨て、その後15分間滞留させたのち採水するものとする。
- ・ 試験項目は、味、臭気、色度、濁度のほか、水道事業者との協議結果に応じて、鉄、pH等の水質試験を実施する。

(2) 更生工事を施工した履歴があり、ライニングに使用された塗料・工法及び施工状況が明らかな場合

① 既設配管の材質

- ・ ライニングに使用された塗料が構造材質基準に適合した製品である場合は、施工計画書（工法、塗料、工程表等）及び施工計画に基づく施工報告書（写真添付）並びに塗料の浸出性能基準適合証明書の確認を行う。

- ・ なお、塗料が第3者認証品である場合は、浸出性能基準適合証明書に代えて認証登録証の写しとすることができる。

② 既設配管の耐圧試験

- ・ 耐圧試験における水圧は、1.75MPaを原則とし、1分間水圧を加えた後、水漏れ等が生じないことを確認する。ただし、水道事業者が試験水圧を別に指示した場合はその試験水圧とする。

③ 浸出性能確認の水質試験

- ・ 適切な施工が行われたことを確認するため、現地にて水道水を毎分5Lの流量で5分間流して捨て、その後15分間滞留させた水を採取するとともに、管内の水をすべて入れ替えた後の水を対照水（ブランク）として採取し、公的検査機関で水質試験を行い、構造材質基準に基づく浸出等に関する基準を満足していることを確認する。
- ・ 試験項目は、味、臭気、色度、濁度のほか、更生工事に使用された塗料から浸出する可能性のある項目とする。

(3) 更生工事を施工した履歴があり、ライニングに使用された塗料・工法及び施工状況が確認できない場合

① 既設配管の耐圧試験

- ・ 耐圧試験における水圧は、1.75MPaを原則とし、1分間水圧を加えた後、水漏れ等が生じないことを確認する。ただし、水道事業者が試験水圧を別に指示した場合はその試験水圧とする。

② 浸出性能試験

- ・ ライニングに使用された塗料については、既設給水管の一部をサンプリングし、それを供試体として公的検査機関で構造材質基準に基づく浸出性能試験を行い、浸出等に関する基準に適合していることを確認する。
- ・ 既設給水管のサンプリングが困難であり、浸出性能試験が実施できない場合は、現地にて水道水を16時間滞留させた水（給水設備のライニングされた管路内の水であって、受水槽等の水が混入していないもの）を採取するとともに、管内の水をすべて入れ替えた後の水を対照水（ブランク）として採取し、公的検査機関で水質試験を行い、浸出等に関する基準を満足していることを確認する。

この場合において、1度の採水で5Lの水量を確保できない場合は、同じ操作を繰り返し行い、水量を確保する。

- ・ 試験項目は、味、臭気、色度、濁度のほか、浸出等に関する基準別表第1のすべての項目を行う。

2. 給水装置工事の申込み

受水槽式の給水設備を給水装置に切替える工事は、既に給水の申込みを受け受水槽まで供給している給水装置に接続する工事であることから、給水装置の変更（改造）工事として取り扱う。

水道事業者に給水装置に変更する工事の承認を申し込む者（指定給水装置工事事業者が申込手続きを委任されている場合は、当該工事事業者）は、当該工事に関し、次の図書類を入手又は作成し、水道事業者に対し、提出する。

図 書 類	(1)	(2)	(3)
給水装置工事申込書	○	○	○
既設配管の材質確認書（図面及び現場確認）	○		
水質試験成績証明書	○		
塗料の浸出性能基準適合証明書。ただし、第三者認証品の場合は当該機関の認証登録証の写		○	
ライニングによる更生工事施工時の施工計画書		○	
同上施工報告書（写真添付）		○	
浸出性能確認の水質試験成績証明書		○	
浸出性能試験成績証明書			○
誓約書	必要に応じ○	必要に応じ○	必要に応じ○
その他水道事業者が指示した図書	○	○	○

注：表中の（１）（２）（３）は、本文の１．事前確認に記述されている（１）（２）（３）のケースの工事をいう。

3. 水道事業者の対応

水道事業者は、給水装置の変更工事申込の際に提出された水質試験等の結果及び既設配管の材質等の情報に基づき、必要に応じて給水装置の維持管理等に関する留意事項を所有者等に周知、指導する。